

都 市 経 済 委 員 会 会 議 録

招 集

令和元年12月17日(火)午後1時 議会委員会室

出席委員(8名)

(委員長) 稲 田 清 (副委員長) 又 野 史 朗
伊 藤 ひろえ 遠 藤 通 田 村 謙 介 戸 田 隆 次
前 原 茂 矢 倉 強

欠席委員(0名)

説明のため出席した者

伊澤副市長

【経済部】杉村部長

[経済戦略課] 雑賀課長

[商工課] 毛利課長 高浦商工振興担当課長補佐
森脇ふるさと振興担当課長補佐

【文化観光局】岡参事兼局長

[観光課] 鶴籠課長 大谷観光戦略担当課長補佐

[スポーツ振興課] 深田課長 成田スポーツ振興担当課長補佐

[文化振興課] 下高課長 大野原課長補佐兼文化振興担当課長補佐 原文化財室長

【農林水産振興局】中久喜局長兼農林課長

[農林課] 富澤農政担当課長補佐 森脇課長補佐兼土地改良担当課長補佐

[地籍調査課] 景山課長

[水産振興室] 赤井室長

【都市整備部】錦織部長

[建設企画課] 伊達課長 角課長補佐兼総務担当課長補佐

[都市整備課] 福住次長兼都市整備課長 北村課長補佐兼公園街路担当課長補佐
松本課長補佐兼米子駅周辺整備推進室長

[道路整備課] 山浦次長兼道路整備課長 渡邊課長補佐兼道路改良担当課長補佐
遠崎道路維持担当課長補佐 遠藤排水路維持担当課長補佐

[営繕課] 前田課長

[建築相談課] 湯澤次長兼建築相談課長

[住宅政策課] 原次長兼住宅政策課長 潮課長補佐兼市営住宅担当課長補佐

【下水道部】矢木部長

[下水道企画課] 藤岡課長 山崎下水道企画室長 金川総務担当課長補佐

[下水道営業課] 遠藤課長 林課長補佐兼料金担当課長補佐

[整備課] 宮田次長兼整備課長 山中課長補佐兼管路整備担当課長補佐
清水管路維持担当課長補佐

[施設課] 田口次長兼施設課長 高浜施設維持担当課長補佐

松並課長補佐兼施設工事担当課長補佐 徳田施設維持担当係長

【農業委員会】宅和事務局長

【水道局】 細川局長 松田副局長兼計画課長

[計画課] 岩坂課長補佐兼企画広報担当課長補佐 白須企画広報担当係長

[総務課] 金田次長兼総務課長 湯崎課長補佐兼財務担当課長補佐

吉儀課長補佐兼契約管財担当課長補佐 羽柴契約管財担当係長

[浄水課] 松前次長兼浄水課長

[給水課] 安村次長兼給水課長 泉課長補佐兼審査担当課長補佐

出席した事務局職員

先灘局長 長谷川次長 森井議事調査担当事務局長補佐

傍聴者

安達議員 石橋議員 今城議員 岩崎議員 岡村議員 奥岩議員 尾沢議員

門脇議員 三嶋議員 矢田貝議員 渡辺議員

報道関係者4人 一般3人

審査事件及び結果

議案第96号 米子市水道事業給水条例の一部を改正する条例の制定について

[原案可決]

議案第97号 米子市文化活動館の指定管理者の指定について

[原案可決]

報告案件

- ・米子市営住宅長寿命化計画（見直し案）について [都市整備部]
- ・米子駅地下駐車場の営業休止について [都市整備部]
- ・農業委員会委員募集について [経済部]
- ・鳥取県・米子市体育施設のあり方の検討状況について [経済部]
- ・史跡米子城跡整備基本計画に基づく令和2年度の整備事業案について [経済部]
- ・米子市役所旧館（現山陰歴史館）建物の利活用に係る検討状況（考え方）について [経済部]
- ・令和元年度米子市下水道事業の予算繰越について [下水道部]

~~~~~

### 午後1時00分 開会

○**稲田委員長** ただいまから都市経済委員会を開会いたします。

報道機関から撮影の申し出がありましたので、これを許可いたします。

本日は、11日の本会議で当委員会に付託されました議案2件を審査するとともに、報告を、予定では1件ですが、追加が見込まれておりますので、6ないし7件受けたいと思っております。

最初に、水道局所管について審査をいたします。

議案第96号、米子市水道事業給水条例の一部を改正する条例の制定についてを議題といたします。

当局の説明を求めます。

安村次長。

○**安村水道局次長兼給水課長** 議案第96号、案件、米子市水道事業給水条例の一部を改

正する条例の制定について、本案件につきまして説明をさせていただきたいというふうに思います。

この案件は、水道法の一部改正によりまして、指定給水装置工事事業者の指定の更新制度が導入をされました。それに伴いまして、当該更新にかかわる手数料の額を定めるほか、所要の整備を行おうとするものでございます。

改正内容につきましては、1点目に、指定給水装置工事事業者は、指定の更新を受けようとするときに、管理者への申請の期日、また指定の更新を受けた場合の、従前の指定証の返納、さらに、更新をしたときについては、水道事業管理者のほうからは、公示の義務、最後に、この指定の更新手数料の金額を定めるというものでございます。

以上、改正の理由と内容の説明にかえさせていただきたいというふうに思います。

**○稲田委員長** こちらの別添についている資料、これはついていただけということによろしいですね、説明は以上ですね。

当局の説明が終わりました。

これより質疑に入ります。委員の皆様の質疑をお願いいたします。

又野委員。

**○又野委員** 済みません、ちょっと根本的なところになるかもしれないんですけども、改正理由で、水道法の改正によりと書いてあるんですけども、それで、下のほうに關係法令で水道法の一部改正をする法律というところがありまして、この理由が書いてあるんですけども、実際どういった理由なのかがちょっとこれでは見えにくくて、どういった理由でもこの水道法というのが改正されたのか、もし理由を聞かせていただければと思います…。

**○稲田委員長** 安村次長。

**○安村水道局次長兼給水課長** 改正の理由の問いでございますが、以前、平成8年、水道法の改正をなされました。そのときの、それ以降約20年近くたっております、その平成8年以前には水道の給水装置工事事業者というのは20数社ございましたが、それ以降、今現在約190社に上っております。そこで今回の改正ということにつきましては、この約20年間、業者がふえたことによって、実際にどういう仕事内容をその業者はできるのかという問題点なり、実質名前だけで動いてない実態もあらへんか、ないだろうということで、今回の改正になったのが主な理由でございます。

**○稲田委員長** いいですか。

又野委員。

**○又野委員** そしたら、もしかしたら実態がないというような会社もあるというようなことでしょうかね。

**○稲田委員長** 泉給水課長補佐。

**○泉給水課長補佐兼審査担当課長補佐** 委員の質問にお答えいたしたいと思います。

実態がないというのはあり得ない話なんですけど、申請の時点ではきっちり把握をさせていただいております。実は更新・変更等が会社のほうありました場合、あくまで届け出制になっておりまして、向こうから届け出がないとわからない実態がございます。そういう形で廃業されたり倒産されたりされた場合、こちらのほうに届けがなければそのままになってしまいます。そういう形で宙に浮いた状態の業者さんがあるではないかということも

ございまして、今回の5年更新というのが、このときに更新して届けを出してもらって、このときに把握をするというのが、この案件の理由になっておろうかというふうに思っております。以上です。

○**稲田委員長** 又野委員。

○**又野委員** 細かいことになるかもしれないんですけども、最後の近隣他市との手数料の額のところで、鳥取県内のほうは1万円の更新の金額になっておりますが、島根のほうは5,000円となっていて、ここら辺の金額の根拠といいますか、そこら辺を教えてくださいなればと思います。

○**稲田委員長** 泉給水課課長補佐。

○**泉給水課長補佐兼審査担当課長補佐** 更新手数料の件でございますが、隣接します島根県との若干の差が生じるという関係でございますが、この更新料でございますが、厚生労働省のほうからガイドラインというものが示されておまして、それによって計算をした数字が、大体1万円を少し上回った程度に本市の場合になりました。その額を基準にしながら、同じお客様から見ると同じような業者さんと思われる排水業者さんのほう、下水と集落排水の業者さんのほうですが、そちらの更新が3年で1万円、新規も1万円ということで本市の場合設定されておまして、それを勘案した結果、今回、水道局の米子市上水道のほうの1万円という額を設定させていただきました。以上です。

○**稲田委員長** 戸田委員。

○**戸田委員** 今、私も全く又野委員さんの内容を聞こうと思ったんですが、この先ほどの説明の中で、逆に言えば、今の倒産したのと休眠状態だというのは、水道局では調査とか、そういう把握はされておられないんですか、通常事務の中で。

○**稲田委員長** 泉給水課長補佐。

○**泉給水課長補佐兼審査担当課長補佐** この案件でございますが、戸田委員のほうから御指摘いただきました届け出制ということで、向こうから来ないとわからないんですが、実は私も今回、10月の法改正に伴いまして、全ての業者さんに郵送を、今回の法改正についてということで郵送させていただきました。そういう形で返信が4件ございまして、そのうち2件につきましては、こちらのほうから役員さん等の届け出いいますか、申請書類がございまして、その辺から電話帳なりを使用する中で何とか連絡をつけまして、2件の業者さんについては何とか連絡が付きまして、その届けも終わったんですが、いかにせん現時点では2件の指定給水工事業者と連絡がつかない状態でございます。以上です。

(「ちょっと質問の内容が違う。」と戸田委員)

○**稲田委員長** 返信と言われたのは、宛先不明で戻ってきたという返信なんですか。

○**泉給水課長補佐兼審査担当課長補佐** です、そういう返信です。

○**稲田委員長** 戸田委員。

○**戸田委員** 私が指摘したのは、従前の業務の中で、今のこの制度が導入される前に、そういうふうな休眠状態なのか、いわゆる倒産されて、適切でないかもしれないけど、そういうような状況で営業をなされていないのかどうなのかというような調査は、十分に把握されておられたんですかということをお伺いしております。

○**稲田委員長** 泉給水課長補佐。

○**泉給水課長補佐兼審査担当課長補佐** 戸田委員の質問についてお答えいたします。

なかなか届け出制ということで、全部が把握できないこともございましたが、情報とか新聞報道でありますとか、そういうものには注意しながら見ておりましたが、この法改正以前には全部が把握していたかといえ、できていなかったというふうに考えております。

**○稲田委員長** 戸田委員。

**○戸田委員** 建設業界等については、ある程度そういう取りまとめをされて、きちっと把握されていると私は仄聞しているんですが、水道事業者になるとそれがなかなかできておらないというのが実態かなというふうに思うんですが、私、この制度が導入されたのは、いわゆる技術の向上とか意識の向上改革というような観点から、この更新制度は導入されたとは私は思っておったんです。そうした中で、今、説明の中で、実態を把握するための更新制度だということになれば、今現在もされてないというような形になってくるのかなというふうに思うんですが、この制度を導入して、例えば通知なんか本人に直接連絡するかというような手だてはされておられるんですか。

**○稲田委員長** 泉給水課長補佐。

**○泉給水課長補佐兼審査担当課長補佐** お答えいたします。

先ほど申しあげましたように、この10月に法改正のほうがありましたので、これに合わせまして、各事業者さんのほうには、この制度の導入についてということで、郵便物、封筒詰めなんです、配布をさせていただきました。以上です。

**○稲田委員長** 戸田委員。

**○戸田委員** 最後にしますけど、指定給水装置工事事業者の更新制度が導入されたわけなんです、例えば1年に1回ですよ、今、届け出制であった、そういう業者の方々の研修期間とか、そういうふうな意識の向上とか、そういう技術の向上というような観点の研修というようなものは全くなされておられません。そういうなされてないから、今の実態も把握できておらないという状況ではないかと私は思うんですが、その辺のそこはどうなんですか。

**○稲田委員長** 泉給水課長補佐。

**○泉給水課長補佐兼審査担当課長補佐** お答えいたします。

技術の向上とかということでございますが、実は平成25年まで県西部の各水道事業者も含めました中で、米子市水道局が中心になってこの講習会というのを開催しておりました。で、ちょうど各水道事業者の間で二巡した状態の年が平成25年でして、そのときにまず終わろうということで、これを一区切りにして終わっておりました。ことし、この法改正ございましたので、次年度に向けては、この講習会の再開に向けて西部の事業者さんとは連絡疎通をとっている状況でございます。以上です。

**○稲田委員長** 戸田委員。

**○戸田委員** そういうふうな、以前、私もそういう講習会に出たことがあるんですけども、やはりそういうふうなね、今、技術者とか、そういう育成支援だと、業者も技術の向上を図っていくんだという観点からいけば、そういう講習会は私は必須だと思いますよ。そういう機会がないから、逆に言えばいわゆる管理台帳もなかなか整備できなかったということだろうというふうに思いますので、今回の制度が導入された契機に、その辺の対応方も十分に対応していただきたい。これは強く指摘しておきたいと思います。終わります。

**○稲田委員長** ほかがございますか。

遠藤委員。

○**遠藤委員** 素人みたいなことを聞いて申しわけないと思いますが、この2番の指定の基準って、指定の要件3項目ございますよね。こここの主任技術者というものを配置するということになっておりますけども、支給額ですかね、いわゆる契約高、それによって人数が変わるものなんですか、それとも1人おればいいものなのか、この技術者というのはどういう資格を有するのか。

○**稲田委員長** 泉給水課長補佐。

○**泉給水課長補佐兼審査担当課長補佐** 遠藤委員の質問にお答えします。

申請の時点ですが、1名を選任するように法令のほうではなっております。で、これは資格でございますが、財団のほうで厚生労働大臣の名前で来るんですが、合格ということは、全国一律で試験が毎年1回ですが行われまして、そこで給付されております、現状はですね。

○**稲田委員長** 遠藤委員。

○**遠藤委員** わかりました。1名を選任ということなんですけども、これは契約高とかなんか関係なしに、1名さえおればできるということですか。

○**稲田委員長** 泉給水課長補佐。

○**泉給水課長補佐兼審査担当課長補佐** はい、1名以上の選任ということになっております。

○**稲田委員長** よろしいですか。

ほかございますか。

〔「なし」と声あり〕

○**稲田委員長** ないようですので、質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。討論は。

〔「なし」と声あり〕

○**稲田委員長** では、省略とさせていただきます。

討論を終結いたします。

それでは、採決いたします。

議案第96号、米子市水道事業給水条例の一部を改正する条例の制定について、原案のとおり可決することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と声あり〕

○**稲田委員長** 御異議なしと認めます。よって、本件は、全会一致で原案のとおり可決すべきものと決しました。

都市経済委員会を暫時休憩いたします。

**午後1時16分 休憩**

**午後2時16分 再開**

○**稲田委員長** 都市経済委員会を再開いたします。

都市整備部から報告が2件ございます。

1件目です。米子市営住宅長寿命化計画（見直し案）について、当局からの報告をお願いいたします。

潮住宅政策課長補佐。

**○潮住宅政策課長補佐兼市営住宅担当課長補佐** そういたしますと、米子市営住宅長寿寿命計画の見直し案について説明させていただきます。お配りしております見直し案に基づき説明させていただきますので、委員の皆様の御意見を伺いたいと思います。

それでは、今回の見直し内容の主なものを説明させていただきます。1、2、3枚ちょっとめくっていただけますでしょうか。左側になりますが、2ページ目です。この計画の計画期間といたしましては、令和2年度から11年度の10年間でございます。次に、1枚めくっていただきまして、4ページをごらんください。市営住宅等の状況について記載しておりますが、これが27ページまで続きまして、国勢調査等がございましたので、それに基づいた各種データについて表示しております。

次に、28ページをごらんいただけますでしょうか。平成30年の10月25日から26日にかけて実施した入居者アンケートの結果を、32ページまで記載しております。

続きまして、35ページになりますが、市営住宅の過去5年間の申し込み状況について記載しております。このページの、ちょっと字が小さくて大変申しわけございませんが、一番下の欄になりますが、直近の3年間について申し上げますと、平成28年度は、35戸の募集に対しまして281人の申し込み、募集倍率は8.0倍となりました。平成29年度は、35戸の募集に対して228人の申し込み、募集倍率は6.5倍でした。平成30年度は、51戸の募集に対しまして188人の申し込み、募集倍率は3.7倍となりました。

1枚そうしますとめくっていただきまして、次、36ページになりますが、市営住宅の需要の傾向というものを記載しております。それと、市営住宅の代替措置としましての民間住宅の活用につきましては、そこにも記載しておりますが、今後調査を行い、利用可能な空き室について必要な施策の検討を行っていく予定としております。

次、隣の37ページをごらんください。市営住宅の目標整備戸数について記載しております。先ほどちょっと27ページのほうで載せておるところなんですが、公営住宅の需要予測を算定いたしまして、県営住宅との戸数分担率により、市営住宅としての必要供給戸数を算出いたしました。そこから令和11年度末までの待機者数を見込みまして、これにより令和11年度末の市営住宅で確保すべき戸数を1,093戸としております。

ちょっと次、飛びますが、50ページのほうをお開きいただけますでしょうか。よろしいでしょうか。50ページから57ページにかけては、各住宅ごとの事業手法判定表による判定を記載しております。次、58ページをお願いできますでしょうか。58ページ、59ページにつきましては、各住宅の判定の抜粋を掲載しております。最終的に3次判定というのが出てまいります。その3次判定の結果の見直しが、次の、もう一枚めくっていただきまして、60ページ、3次判定結果の見直しを記載しております。これによりまして、将来の管理戸数、建設年度、老朽化などを考慮しました結果、河崎の簡易2階建、富益の簡易2階建、堀の3住宅は用途廃止といたしましたところです。

次、ちょっと飛びますが、64ページをお願いできますでしょうか。64ページには、改善事業の実施予定一覧を記載しております。来年度、令和2年度は、ここでいいまずと一番上の表ですが、河崎49R-2の実施設計に着手する予定としております。

次に、隣の65ページをごらんください。河崎住宅、富益住宅の今後の見通しとして、今後の方針を記載しております。河崎住宅につきましては、先ほど簡易2階建を用途廃止するというふうにお伝えいたしました。用途廃止につきましては相当な期間が必要でござ

ざいまして、その後の廃止した後の住宅敷地の活用については、今後の検討課題としております。また、長寿命化工事におけるエレベーター設置につきましては、入居者の方々の理解を得た上で進めていくこととしております。富益住宅につきましては、先ほど簡易2階建を用途廃止することとお伝えいたしました。申し込みが少ない現状とか、立地的な要因ですとか、将来的に中層4階建という建物もございしますが、それも含めた富益住宅全体のあり方については、廃止も含めて次期計画以降の検討課題としております。

簡単ではございますが、説明は以上でございます。御審議よろしくお願いたします。

**○稲田委員長** 説明が終わりました。

委員の皆さんからの質疑、御意見を願いたします。

遠藤委員。

**○遠藤委員** これだけの膨大な資料をね、きょうの段階で審議してくださいと言われたってね、とてもでないが我々頭が悪いもんで消化できない。それとね、僕は副市長にも前にも言ったと思うけども、一向に改善される気配がないけどね、報告という言葉の使い方の問題ですよ、ここは。普通、報告というのは、一般常識的に考えてみてだよ、例えば予算を決めてもらいました。よって、きょうの段階でこういう事業が完成しました。仕事が終わりました。だから報告いたします、これが一般的な報告じゃないかって。だけど、きょうのこんな見ておると、これからこういう形で仕事をいたします、それを報告いたします、これをね、この時間帯にやれというのは無理な話だと思います。

少なくとも委員長ね、1月、2月、閉会中にこの件を含めてね、まだ報告がいっぱい出てくるようだけでも、当委員会としてはね、集中的に議論せないかんと思う。それで僕は当局に願しておきたいと思うけどね、市庁舎の問題もそうなんだけど、一遍委員会に報告さえしておけば、議会に説明したことと同じことだと、だから議会に説明しなくても、こんな考え方をお持ちのようだけどね、改めてもらいたい。一遍委員会に報告しておればそれでもう議会への説明は終わったと、こんな説明の姿勢は改めてもらいたい。疑問が出て、議論があれば、それについてとことん丁寧に説明をすると、これが当局の姿勢でなきゃいかんと思うよ。このことを明確にしておいていただきたい。

**○稲田委員長** 遠藤委員からございました、きょう、厚さでいきますと、きょう報告が6ないし7件あって、厚さも厚いですけれども、それ以外にも多分3月の当初予算に向かっていろいろと当委員会でも深掘りしていかなきゃいけない、この後の所管も恐らくあるであろうと、ちょっと推測も入りますけれども。ということで、今、遠藤委員からございました、きょう出せる報告に関して、全てとは言いませんけれども、一番最後の時間にどの報告を1月、2月を使って深掘りしていこうか、最後に確認したいと思いますので、そのことは念頭に、お伝えしておきます。きょうはきょうで、きょうお持ちの意見を、それはしっかりやりましょうということも伝えておきます。ですので、今、都市整備部ですけど、この後の所管の部も、きょうの報告にとどまらず、1月、2月の閉会中を使って議論を深めたいと思っておりますので、そのことごの了解を願いたします。

それでは、遠藤委員。

**○遠藤委員** まあそこまで言うておいて、議論だけを具体的に。博労町3丁目の住宅はどういうふうに織り込んであるんですか。前回の委員会で原さんは、ここに議事録上げておるけども、いわゆる1棟に修復して、そこに集中して、他はいわゆる壊していくと、廃止



するという方向に話をさせていただくと、こういうことを言っておられた。そこに伊澤副市長が、遠藤委員のそういう意見も前にも聞いたことがあるので、改めて思うけども、案として再度自分のほうからそういう方向に向けて指示をしたい、こういうことを言っていられっしゃいますですけどね、私の言ったのについて。これはどう出るの、ここの案では。

○**稲田委員長** 原都市整備部次長。

○**原都市整備部次長兼住宅政策課長** 前回そういうお話をさせていただきました、早速まず、博労町住宅に現在、5戸入っておられますけれども、その5軒に対しまして意見の聴取を最初にいたしました。その結果、まだこれは決まってははいないんですけど、お一人の方がちょっと出ていきたいという、その予定が立てたいという方がございまして、昨日もちょっと窓口に来られまして、担当者のほうでいろいろ話をさせていただいておりますけれども、今ちょうどあいている住宅もございまして、こういった廃止住宅からは優先的にそこに移転させてあげたいと思っております。まずその話をさせていただいて、第二弾の段階で、先ほど言われた、じゃあ残った4軒をどこに集めるか、どうするのかというのを、今度は具体的にということで、まずその1軒の方の問題を解決しようとして、今、やっておるところでございます。

○**稲田委員長** 遠藤委員。

○**遠藤委員** そういう流れはいろいろ出てくると思うけど、問題は、この計画の中では、いつ博労町がそういう見通しが立つんですか。2年も3年もかかるの。

○**稲田委員長** 原都市整備部次長。

○**原都市整備部次長兼住宅政策課長** 確かに具体的に何年までに全てあけるという書き方はしてございませんで、あくまで廃止の予定住宅だという書き方しかしておりませんので、そのいつまでということに関しましては、あとは事務方のほうで努力をしていくというふうに考えております。

○**稲田委員長** 遠藤委員。

○**遠藤委員** 原さんな、副市長もおいでるけどね、随分長い間かかって議論して議会からの意見が出されておるわけでしょう。何が一番ベストの方法なのかということで、私は案を出しておるわけだがん。それをいつの段階でやるかは事務方のほうでよく考えてやりませ、そんな姿勢でいいかや。もっと仕事をする意欲を見せてほしいな。だからどこの棟に集約して、そこをまず改善しますと、それはいつまでにしますと。その結果、何年までにあれしますというぐらい、そういうことはめどが立たないの、事務方では。簡単なことだと思っよ、これ。だって自分の持ち物だもの、人様の持ち物でないもの。そういうことを今のような、どこまでできるかわかりませんというような話でないよ。

○**稲田委員長** 原都市整備部次長。

○**原都市整備部次長兼住宅政策課長** 済みません、私が答えたのは、全て出ていかれるという前提のお話をさせていただいたものですから、今おっしゃった1棟に集めると、全て出ていただくためには時間がかかるから、それまでにもっともう一つ、ベストではないけど、ベターな方法としてという提案がございましたので、それについては鋭意進めていきたいというふうに考えております。ですので、それについて何年も何年もかけるという気持ちはなく、早い時期にそういう提案をして、皆さんに納得していただいて、集まっていたくというのをやっていきたいというふうに考えております。

○**稲田委員長** 遠藤委員。

○**遠藤委員** 副市長、どんな指示されたの、改めて指示すると言われたけど。

○**稲田委員長** 伊澤副市長。

○**伊澤副市長** これは、私のほうから申し上げたのは、今、原次長も申し上げましたが、まずは残っておられる方に今の状況をお伝えして、選んでいただくといいたいでしょうか、引っ越しを選んでいただくということを御理解いただくべく、わざわざ今、丁寧に意向を、そうは言っても住んでいる場所が変わるといのは簡単なことじゃありませんので、まずはしっかりそういった状況の伝達と、意向について聞き取りをして理解を求めるように指示をいたしました。それに基づいて5戸のところへ赴いて聞き取り調査を行っているということでもあります。以上です。

○**稲田委員長** 遠藤委員。

○**遠藤委員** どうも皆さん方は、自分たちのやることに対して注文つけられりゃ、何か抵抗したいというような気持ちが見えるけどね、5戸の皆さん方は、単に移転するのが大変だからここにおるといことを言っておられたでしょう、ずっと今まで。だからその皆さん方が立ち退きされるまで、協力していただくまでみんな投げとくんですか、あそこを。そうじゃないでしょうということを言ったわけですよ。そうであるなら、1棟に集約して、そこに住んでもらえばいいじゃないですかと、博労町に。だから残るは廃止すればいいじゃないかと、その方法があるんじゃないかと言ったんですよ。その方法について取り組みます、今改めて5人の移転先を探す、どうしていらっしゃいますか相談に行くの。そうじゃないでしょう。

○**稲田委員長** 原都市整備部次長。

○**原都市整備部次長兼住宅政策課長** 遠藤委員が提案されたことにつきまして、今、その方向で進めようということで、話しているところでございます。

○**稲田委員長** 遠藤委員。

○**遠藤委員** これは、だけんいつまでにやるの、報告書の中では。計画の中でいつまでにそれができるの。年度が決まってないっておかしいじゃない。

○**稲田委員長** 原都市整備部次長。

○**原都市整備部次長兼住宅政策課長** 細かい話ではございませんけれども、具体的にどうしていくかという、その具体論の話でございますので、何年度までという書き方は、計画の中にはしておりません。大きな方針として廃止という方針を立てさせてもらってますけど、今現在は、先ほど言われた1棟に集約する。今も5軒ございますけども、1軒は出てもいいという方がいらっしゃいますので、残り4軒を1軒に集約するということを、なるべく早期に理解いただいて、これもやっぱりいわゆる各家庭に御事情があると思いますので、その事情も踏まえて理解いただいて、なるべく早い段階で1棟に集約したいというふうに今やっておるところでございます。

○**稲田委員長** 遠藤委員。

○**遠藤委員** 悪いけど、その後、全くそういう話はしてないの、入居者の方に、1棟に集約をさせてもらおうということ。

○**稲田委員長** 原都市整備部次長。

○**原都市整備部次長兼住宅政策課長** まだ具体的にはしておりません。まず私どもの気持

ちとしては、5軒とも出ていかれるというのが一番ベストな選択でございますので、まずはそれについての聞き取りをいたしまして、1軒だけはそこに話を、出てもいいという方がいらっしゃいましたので、その方について、どこの住宅がいいか、住宅も見ていただかないといけませんので御案内をして、住宅を見ていただいて、ここなら移転してもいいという話が決まれば、残り4軒をどこの棟に集約するかという次の段階に進みたいということで、現在、進めているところでございます。

○**稲田委員長** 遠藤委員。

○**遠藤委員** いずれにしても、もっと具体的にね、今までの議論した経過を踏まえて、目に見えた仕事の成果をつくってもらいたい、このことを要望しておきます。

○**稲田委員長** 戸田委員。

○**戸田委員** ちょっと教えてください。これをずっと中身を見ましたけども、いろいろ議論なんかがあるようですけれども、27ページでは、今の市営住宅の必要供給の戸数の1,656を掲げておられるんですが、一方、37ページ、市営住宅の目標整備戸数1,093とされておられるんです。ちょっとその経過というのはどういうふうな考え方なのか、まず伺っておきたいと思います。

○**稲田委員長** 原都市整備部次長。

○**原都市整備部次長兼住宅政策課長** 27ページの1,656と申しますのは、国土交通省が出しております推計の方法に基づいて出した数字でございます。一方、37ページは、それが上から5番目、1,656という同じ数字が5番目にあります。その下に563という数字がございますが、これは今後、令和11年度までに退去されるであろうという推測数ですので、1,656必要なんだけども、退去が563出ますので、これを引いた1,093戸あれば市営住宅としては足りるという数字でございます。

○**稲田委員長** 戸田委員。

○**戸田委員** 今、原次長がおっしゃった内容はなかなか酌み取れないんですけど、国交省の基準から当てはめれば1,656と。しかしながら、整備戸数は1,093ということなんですが、今の35ページを見ますとね、直近の今の申込者数と戸数の倍率を見てみると、今の平成30年度が3.7倍、平成29年度が6.5倍というので、やっぱり市営住宅を求める意見って相当あるんですね、需要者というのは。この辺のところをどのように捉まえて計画に反映されたんですか。

○**稲田委員長** 原都市整備部次長。

○**原都市整備部次長兼住宅政策課長** 26、27ページで需要の見通しというものを出示しておりますけれども、やはり将来人口でありますとか、将来世帯数でありますとか、何人世帯がどのくらいになるかとか、そういったものを踏まえて需要を算定しておりますので、やはり将来の人口減少というものが非常に大きな要因で、数値的に1,090何がしという数値になっているというふうに思っております。

○**稲田委員長** 戸田委員。

○**戸田委員** その辺のところは十分に精査されたのか。需要は多い。しかしながら、今の政策空き家等もある。もう一つは、やはり人口減少等の観点から1,093まで絞ってきたということで、本当で、この10年間ほどの中で600戸も減とするというような政策判断が本当に正しいんでしょうかね。その辺のところをどのように本当に十分に検証された

のか、その辺の背景を伺っておきたいと思います。

**○稲田委員長** 原都市整備部次長。

**○原都市整備部次長兼住宅政策課長** そのあたりの背景、どのような判断をされたかということでございますけれども、確かに言われるように、通り一遍の算定式に当て込んで出した感は否めませんが、先ほどの倍率等につきましても、3年間で8倍から3.7倍に減少傾向にある、傾向も減少傾向にあるということもございまして、この数字が現段階では納得できるのではないかとこのように判断したところでございます。

**○稲田委員長** 戸田委員。

**○戸田委員** 今の昨今の経済状況なり生活状況を見ると、やっぱり低所得者層も相当私は本市の中にあると思うんです。そういうふうな観点からいけば、約40%以上も削減するというような政策判断が本当に有効なんでしょうか。私はそこに市民サービスに対して本当にそのところは適しておるのかどうなのか、私は疑問点を感じるんですよ。

私の知り合いの方も、なかなか市営住宅、3回も4回も申し込んでも入れないという実態を、私は5つの家族から伺っておるんです。そうした中で40%も削減していくというような方策が、本当に市民ニーズに適したものなのか。副市長さん、その辺はどう思われますか。

**○稲田委員長** 伊澤副市長。

**○伊澤副市長** これは、いろんな考え方があると思っております。いわゆる住宅需要に対して、公営住宅がどの程度それを充足していくのかと。それから、今、委員のほうから御指摘がありました、今の公営住宅が、公営住宅制度ができた戦後とは少し様態が変わっております、特にいわゆる福祉的な要素といえましょうか、住宅の供給というよりは、経済的な理由で入居しておられる。以前もお答えしましたが、いわゆる家賃軽減を受けておられる方がかなりの割合に上っているということが、それを裏づけているというふうに思います。

ただ、一方で、こういった経済的な立場の弱い方に対しては、セーフティーネットとしての、最終的には生活保護、さまざまなその経済支援の方策も、ハードとしての住宅を供給するという以外の手段も用意されている、これは御案内のとおりであります。こういった中で見定めていく必要があるんだろうと思っております。

基本的に、今、先ほど次長のほうが御答弁申し上げましたが、国の定めているルールで今回算定をさせていただいているという、その結果をお示ししているところであります。その結果に対してそういう御意見があったということは受けとめたいとは思いますが、今はそういったルールに基づく数値でやっていきたいというふうに考えておるということでもあります。以上です。

**○稲田委員長** 戸田委員。

**○戸田委員** 私ちょっと釈然としないんですけど、やっぱりそういうふうな今の、弱者といえますか、そういうふうな方々のやっぱり救済措置というのは、やっぱり講じていくべきだろうと。今、市長が掲げておる、住んで楽しいまちづくりという観点からいけば、やっぱり段階的に、例えば令和6年度までに例えば15%なら15%、それから令和5年から10年、11年度までに15%をしていくんだというような段階的な私は方策をしていくのがいいんだろうと思うんですけど、一挙に40%、総トータル的に40%ぐらいの削

減ということになるんでしょうけども、やはりそういうふうな形が、なかなか私はぱっと見た感じで、本当に40%弱も公営住宅を削減して、本当に市民ニーズに対して適切なのかどうなのか、私は疑問点が浮かぶところなんですよね。その辺のところを十分にもう一度検証されて、本当に今の米子市の生活体系にマッチした公営住宅の確保はしていくべきだと、私はそういうふうに考えていますので、改めてもう一度再検証をしていただきたいというふうに思います。

もう1点が、今の65ページ、河崎住宅・富益住宅の見通しというところで、これは先般も、先議会等でもいろいろと議論したんですけれども、バリアフリー化をどういうふうにしていくかということ。住民の方々と話をして、家賃が上昇するというような面もあるというような一方の考え方もあるんですけれども、やはり今の障がい者とか、そういうふうな方が入居されれば、その辺のいわゆるエレベーターも必要でしょうし、そういうふうな一つの、河崎とかそういうような、どっかを特化して、そういうふうな設備面も整備をしていくというような観点も、私はこの計画の中にあってもいいんだと思うんですよね。住民と話ししてという、それも一つの手法なんだろうけど、あらかじめ逆に言えば、市当局のほうからそういうものを整備して、障がい者の方々はこういうところも、公営住宅もありますよというような観点から誘導していくというのも、一つの政策ではないかなと私は思うんですけど、その辺の考え方を伺っておきたいと思います。

**○稲田委員長** 原都市整備部次長。

**○原都市整備部次長兼住宅政策課長** 御存じのように、エレベーター付きの市営住宅、市内に何件か、何棟かございます。そこは改修が進んでいたり新しく建ったりしたところまでございまして、今後、長寿命化事業を実施する予定である住宅についての考え方というものをここに書かせていただいて、特に今後、長寿命化がまず入っていくのは河崎住宅でございまして、河崎住宅の見通しということで、バリアフリー化はかかっている。ただし、先ほどおっしゃったように、住民の方の意見を聞くことも大切だろうとおっしゃっていただきましたので、我々も同じように思っておりますので、そういったお話を聞いた上で、そうしたエレベーター整備をしていくということを書かせていただいたと考えております。

**○稲田委員長** 戸田委員。

**○戸田委員** それも賛同しますが、逆に市当局のほうから、あらかじめ整備をして、そういうふうな今の対象者となる方々の入居を促すというような手法は持たれないんですかって伺ったんです。

**○稲田委員長** 原都市整備部次長。

**○原都市整備部次長兼住宅政策課長** 現在、車椅子対応住宅でありますとか、障がい者の方、そういった方には、エレベーター付き住宅のほうを御案内するようにはしておりますので、改めて河崎だけそういうふうにして誘導していくということではなくて、エレベーターがついた住宅というところは、そういったバリアフリーができておりますので、そういった方々に対する住宅として御案内するというふうに考えております。

**○稲田委員長** 戸田委員。

**○戸田委員** 極論を言えば、そこにもう一度、エレベーターがついておる、いわゆる今の市営住宅は、もうふやさないという考え方ですか。

**○稲田委員長** 原都市整備部次長。

**○原都市整備部次長兼住宅政策課長** そういった意味でお話ししたわけではございませんで、今、長寿命化で、基本的に建てかえということは今、凍結しておりますので、新たに建てるという考えはございません。そうするとどうするかといいますと、今ある建物の長寿命化を図っていくということで、そこの改修をしていくという方向でございますので、その方向性は先ほど申しましたように、住民の方とお話をさせていただきながら、エレベーター設置に向けての改修を行っていきたいというふうな意味合いで書かせていただいております。ですから、戸田委員言われるような、エレベーターつけないのかということではなくて、つける方向の方針を持って皆さんとお話をさせていただきたいという気持ちで書いている記述でございます。

**○稲田委員長** 戸田委員。

**○戸田委員** 最後にしますが、あなたがおっしゃるのは、今のもう既にエレベーターの施設があるからということ力を説かれるから、もうこれからそういうことをされないなら、講じられないんだなというふうに私は読み取ったんです。実は、高齢者、独居老人はどんどんふえてくる可能性がある。そういうふうな中でニーズは、高まってくる可能性は私は、私の視点ですよ、あるのではないかと。そうした中でいけば、そういうふうなエレベーターも必要かというような状況も今後見込まれるのではないかとということを私は言っておるんです。そういうふうな体制下の中から、家賃が上がるけども、そういうものをやられますかという、これは先般の河崎住宅を長寿命化やられたときの手法なんですけれども、そういうことも一つの考え方なんでしょうけど、逆に言えば、先行的に河崎住宅をエレベーターをつけられて、そういうふうな御案内をされませんかということを私は言っておるんです。

**○稲田委員長** 原都市整備部次長。

**○原都市整備部次長兼住宅政策課長** そういう方向で今ここに書かせていただいている、我々もそういうことでエレベーターを設置に向けて長寿命化工事というものを、もちろん住民の方の意見はございましょうけども、それに向けて進めたいというふうに考えております。

**○稲田委員長** 戸田委員。

**○戸田委員** 最後にしますけど、それで今の69ページに書いてあるように、小修繕とか塗装修繕、小修繕等々が書いてあるんですけど、これは躯体工事等はほぼしなくてもいいんですか、それを最後に伺っておきたいと思います。69ページ。

**○稲田委員長** 原都市整備部次長。

**○原都市整備部次長兼住宅政策課長** これにつきましては、屋上防水でありますとか、その他修繕工事につきましては、躯体ではなくて、その個別の修繕、屋上なら屋上の防水のやり直し等の長寿命化というふうな位置づけでございます。

**○戸田委員** それを書いてあるけど、躯体工事はしなくてもいいんですかということ。

**○稲田委員長** 原都市整備部次長。

**○原都市整備部次長兼住宅政策課長** 先ほど申しましたように、躯体はしないということをお説明させていただきます。

**○稲田委員長** 遠藤委員。

**○遠藤委員** 次回の委員会で十分議論したいと思うが、そのために僕は資料を提出して

もりたいと思う。一つはね、長寿命化ということで、既存のものを長く使うための方策というのが大前提に書いてあるけども、今回の中でもいろいろ論議したんだけど、本当にそれでいいんですかという疑念があるんです。長寿命化して耐震構造で補強していくのもいいけども、それにかかる費用というものがかかるわけです。それと新しく建てた場合との比較、事業費の比較、こういうものが見えるものをつくってもらいたい。4階建てなら4階建てで、新しくつくった場合と、いわゆる河崎の4階建ての長寿命化をしてきた場合に、エレベーター導入を含めてやった場合というようなものの比較のものを資料として提出してもらいたい。

もう一つは、民間の空き家を利用した市営住宅が書かれているけども、これのコスト比較をやってほしい。今後検討するという事になっておるけども、どのような数字になるのか。かつて米子市は一遍検討したことがある、西福原の鉄道官舎の。だけど、当時の建設部は、大変コストが高くついてリスクが大きいということで、あそこを諦めたわけなんです。そういうこともあるので、今、あなた方が考えておる、民間住宅を市営住宅化して、そのほうがコストが安いというなら、その比較をつくって出してもらいたい、市営住宅の場合ということです。だから2つの資料を要求しておきたい。

**○稲田委員長** よろしいですか。

ほかございますか。

又野委員。

**○又野委員** じゃ、最後にちょっと意見だけを言わせてもらいます。管理戸数とか整備戸数の件ですけれども、戸田委員がもうかなり質問されたんで、意見だけなんですけれども、人口減少の中で縮減されていくというような意味合いだったと思いますけれども、確かにデータ、ここへ来るわけですから、人口は減少していくというのも、世帯数としてはどちらかといえば、今から比べればふえてきているんですかね。家の数を考えると、やっぱり人口よりは世帯数を考えていくと、本来だったら家の数もふえていくというふうに考えますので、人口減少よりはそっちのほうを考えていただきたいというのと、入居者では高齢者が多いというデータもありますので、これからさらに高齢化が進むと、高齢者の入居がふえてくると思われま。そうすると収入は年金というのがやっぱりメインになってきて、収入自体、先ほどもありましたけれども、低所得者の方が多くなってくると思われま。そうすると余計そういう方を対象にした公営住宅というのの役割はますます重要になってくると思われま。縮減というよりは、もう数を維持とか、できればふやすぐらいの気持ちでやっていただければなと私は思っておりますので、そこら辺も検討していただければと思われま。

**○稲田委員長** 以上ですね。

**○又野委員** はい。

**○稲田委員長** ほかにございますか。

〔「なし」と声あり〕

**○稲田委員長** 次の報告に移ります。こっちは資料はないですかね。

米子駅前地下駐車場の営業休止についてお願いします。

伊達建設企画課長。

**○伊達建設企画課長** 報告の資料がなくて申しわけございませんが、米子駅地下駐車場の

営業休止について御報告させていただきます。

昨日になりますけれども、11月30日土曜日午前3時40分ごろ、駐車場の地下2階の泡消火設備の誤作動が起りまして、消火剤の大半が噴出いたしました。このことについて消防署と協議した結果、消防法の定めにより、泡消火設備の修繕が終わるまでは営業を休止にするよう指導がございまして、現在、地下駐車場を営業休止しておるところでございます。かわりとしまして万能町の駐車場、これは通常どおり営業しておりますので、利用者にはそちらの万能町の駐車場を御案内しておるところでございます。隣接する駐輪場につきましては、影響がございませんでしたので、通常どおり営業しております。

閉鎖時間中で、地下2階の影響範囲に駐車車両がなかったことから、この誤作動による第三者への被害はございませんでした。誤作動の原因は、感知ヘッドのさびが原因で漏水が発生しまして、館内が減圧したことにより、泡消火剤が噴出したものであると想定されます。

設備の修繕については、即日修繕の依頼をいたしましたけれども、取りかえが必要になる設備の調達に時間を要しておりまして、現在、何とか年内の再開に向け修繕を進めている状況ではございますが、場合によっては年明けになる可能性もございます。ホームページ及びSNSにおいては、営業休止をしている旨を上げておるところではございますが、この委員会の皆様への報告が遅くなったことについては、おわびを申し上げます。報告は以上になります。

**○稲田委員長** 説明が終わりました。

委員の皆様から質疑、御意見をお願いします。

〔「なし」と声あり〕

**○稲田委員長** ないようですので、以上で都市整備部からの報告を終わります。

都市経済委員会を暫時休憩いたします。執行部は席を交代してください。

**午後2時52分 休憩**

**午後3時04分 再開**

**○稲田委員長** 再開いたします。

経済部所管について審査をいたします。

議案第97号、米子市文化活動館の指定管理者の指定についてを議題といたします。

当局の説明を求めます。

下高文化振興課長。

**○下高文化振興課長** 議案第97号に関連して説明をいたします。

指定管理者の選定結果について報告いたします。対象施設は、米子市文化活動館でございます。前回、6月の委員会において公募の予定まで報告しておりますので、それ以降の経過について報告させていただきます。

令和元年7月1日に公募の告示を行いました。それから7月8日から8月16日にかけて募集をして、2つの法人から応募がありました。この2つの法人から出された申請書をもとに、経済部長を議長として、経済部、文化観光局長ほか、各課所属長3名を構成委員として設置した選定会議で審査をいたしました。その後、8月28日に最終的な会議を再開し、協議結果を指定管理者候補者案として、10月7日に米子市指定管理者候補者選定委員会へ諮問をいたしました。その後、同選定委員会において2回にわたり新候補者案に



ついて審査をいただいて、10月21日で答申をいただいたところでございます。

この答申を踏まえまして、優先順位第1位の企業に対し、受託についての意思確認等の討議を行った後に、候補者を決定するに至ったものでございます。指定管理者候補は、1ページに記載してあります旭ビル管理株式会社でございます。

続きまして、選定に至った経緯を少し説明させていただきます。配付いたしました資料の6ページをごらんください。ここに選定結果の一覧表を載せておりますが、評定に当たっては現行の指定管理者の管理水準を標準として評定しておりますので、同等の管理水準である場合は、得点は100点満点の60点前後になるというのをまず御理解いただきたいと思っております。順位につきましてですが、旭ビル管理株式会社については、現時点で高評価を受けている業務と同等なものに加えて、新たな視点で利用者の視点に立った改善を進めていく予定であり、今後も年間の指定管理の中で高い水準での管理運営体制が期待される提案があったところです。具体的なサービスについても記載されておられ、非常にコスト削減効果も向上が認められる計画となっております。

第2位順位となりました株式会社さんびるさんにおきましては、同様の施設への管理実績が豊富である等々考えますけれども、現状の実施内容と比較した上で加点するに至らなかったと考えております。これらの評価については、選定委員会でも御支持をいただいたものです。

今後のスケジュールでございますが、今回議案を提出しておりますが、議決をいただいた後には、指定管理者の指定を行い、年明けには次年度からの協定等を結んでいくスケジュールでございます。説明は、以上でございます。

**○稲田委員長** 当局の説明は終わりました。

これより質疑に入ります。委員の皆さんからの質疑をお願いいたします。ございますか。  
遠藤委員。

**○遠藤委員** この8ページに収支試算書が載ってますけども、ここの支出の人件費、これ何人でこれは当たることになるんですか。

**○稲田委員長** 大野原文化振興課課長補佐。

**○大野原文化振興課長補佐兼文化振興担当課長補佐** 館長、副館長、ほか2名、計4名で対応することになります。

**○稲田委員長** 遠藤委員。

**○遠藤委員** 4名の人件費が、年間としてこれだけのおさまるということになるわけですね。そうすると、館長、副館長、それから誰だったか、4名だって。1人当たりになるとどのぐらいの賃金になるんですか。実際の労働時間というか、勤務日数時間ってどのぐらいになるの。

**○稲田委員長** 大野原文化振興課課長補佐。

**○大野原文化振興課長補佐兼文化振興担当課長補佐** 4名の勤務体制につきましては、週3時間勤務で4名が……。

(「週30時間。」と声あり)

週30時間勤務です、失礼しました。

**○稲田委員長** 週30時間の方が4名という答弁ですね。

**○大野原文化振興課長補佐兼文化振興担当課長補佐** 4名のローテーションとなっております。

ります。

○**稲田委員長** いいですか。

〔傍聴席で発言する者あり〕

傍聴席の方はお静かにお願いいたします。

遠藤委員。

○**遠藤委員** 人件費の、勝手にこれだけやってくれますけん、いいです、中身はわかりませんわじゃいけんじゃないかと思うだがん。だけん、何ぼ館長なり副館長なり、あと2名で、どのぐらいの年収でやって週30時間になるのかということも聞いておるわけだ。

〔傍聴席で発言する者あり〕

○**稲田委員長** 傍聴席の方はお静かにお願いいたします。

〔傍聴席で発言する者あり〕

退出を命じます。2回注意いたしました。

〔傍聴席で発言する者あり〕

お静かに願います。

〔傍聴席で発言する者あり〕

岡文化観光局長。

○**岡参事兼文化観光局長** 職員は、週30時間勤務で、4名雇用しております。館長が1人おりますけども、それは兼務でやっております。

○**稲田委員長** 兼務というのは、通常の職員さんの仕事で、なおかつ館長の職をされるという兼務でしょうか。

どうぞ、岡文化観光局長。

○**岡参事兼文化観光局長** この勤労青少年ホームですけども、そこの業務以外の業務をしておられて、兼務で館長をしておられるということでございます。ここの専属の方というのは、30時間の4名勤務体制ということにしております。

○**稲田委員長** 館長さんを入れたら5名になりますか、それとも兼務の館長さん入れても4名ですか。

○**岡参事兼文化観光局長** 兼務の館長さん入れたら5名になります。

○**遠藤委員** 4名だと言っとりやせん、5名だったのか。最初4名と言ったよな。それで賃金のことが出たら、今度は5名になりましたって、どっちが正しいの。

（「応募の段階で何回も見とるでしょう、不思議だわ。」と戸田委員）

チェックしとるでしょう、最初に。

（「応募の段階で何遍も見とるわけだがん。」と戸田委員）

○**稲田委員長** 下高文化振興課長。

○**下高文化振興課長** 管理運営体制図によりますと、館長は社長兼務で、それ以外4名で回すという体制になっております。

○**稲田委員長** ちょっと整理させてください。人件費には館長さんのは含まれてるかどうかも含めて答弁をお願いいたします。

下高文化振興課長。

○**下高文化振興課長** 館長の人件費は含まれておりません。

○**稲田委員長** 人件費が発生する職員の方が4名で、その方が週30時間勤務であるとい

うところですね、1人当たりね。

遠藤委員。

○遠藤委員 平均賃金幾らになるの、4名は。

○稲田委員長 岡文化観光局長。

○岡参事兼文化観光局長 平均しますと、約200万弱ということになります。

○稲田委員長 遠藤委員。

○遠藤委員 年齢は幾らぐらいの人なの。

○稲田委員長 これは把握されておられますか。何十代とかというふうに答えればいいんですか、それとも何歳という意味なんですか。

岡文化観光局長。

○岡参事兼文化観光局長 現在勤務しておられる方は40代から50代だったように記憶しております。

○稲田委員長 そこは厳密に何歳かというのについては。

遠藤委員。

○遠藤委員 何で聞いたかという、いわゆるこの全体の支出の中身を見ちよると人件費が大半を占めとるわけだがんな。そうすると、人の確保というものがこの人件費の中でどれだけ確保できるんだらうかなと見るわけだがん、一般的には。そしてその継続性がどれだけあるのかなと、それが一番心配なわけで聞いとるわけだがん。その辺のところを十分に判断されて、40歳、50歳だけでも、週30時間で200万で年間やっていただいていると、こういうふうに踏んだということなんだね。

○稲田委員長 岡文化観光局長。

○岡参事兼文化観光局長 現在の管理状況、勤務状況から見まして、臨時職員と非常勤という扱いではございますけども、皆さんきちんと管理運営に努められておりまして、今後も継続していけるといふふうに考えております。

○稲田委員長 遠藤委員。

○遠藤委員 もう一つ聞くけど、その受けられた会社の社員になられるわけ、それともここはここだけの形の社員なの、そこはどうなの。旭ビル管理株式会社の社員の非常勤職員という位置づけになるわけか、それとも文化活動館のあくまでも非常勤職員という扱いになるのか、どうなの、そこは。

○稲田委員長 下高文化振興課長。

○下高文化振興課長 会社の社員という位置づけになります。

○稲田委員長 ほかございますか。ないですね。

ないようですので、質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。こちらは省略でよろしいですか。

〔「なし」と声あり〕

討論は省略いたします。討論が終結いたしました。

それでは、採決いたします。

議案第97号、米子市文化活動館の指定管理者の指定について、原案のとおり可決することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と声あり〕

○**稲田委員長** 御異議なしと認めます。よって、本件は、全会一致で原案のとおり可決すべきものと決しました。

都市経済委員会を暫時休憩いたします。

午後3時18分 休憩

午後4時02分 再開

○**稲田委員長** 都市経済委員会を再開いたします。

経済部から報告が4件ございます。

初めに、申し上げます。きょうこの委員会に報告が7件ございました。全てかどうかは別といたしまして、きょうの審議によっては、また1月、2月の閉会中に委員会を開いて継続して審議を深めたいと思っておりますので、あらかじめそのことは御理解いただきたいと思っております。

それでは、最初に、農業委員会委員募集について当局からの報告をお願いいたします。

中久喜農林水産振興局長。

○**中久喜農林水産振興局長兼農林課長** 米子市農業委員会委員の募集について御報告させていただきます。

農業委員会の委員でございますけれども、平成28年4月の農業委員会等の法律の改正に伴いまして、農業委員会の委員ですけれども、公募による応募者または推薦を受けた者の中から選考し、市議会の同意を得た上で市長が任命を行うことということになりました。それに基づきまして応募するものでございます。このスタイルになりまして2回目ということで、現行の農業委員さんの任期が来年、令和2年の7月19日までですので、それによりまして募集をさせていただくということでございます。

スケジュール等についてでございますけれども、事前に記載させていただいておりますけれども、1月の14日から公募に入りまして、記載させていただいておりますけれども、7月20日の辞令交付という予定でございます。

募集についてですけれども、一番最上段に記載しておりますけれども、広報よなご、米子市ホームページに掲載する等して周知を図るということでございます。新しく募集する農業委員さんの募集人数、業務内容、募集要件についてでございますけれども、これは現在募集させていただいた方と一緒にございます。ただ、1点、報酬についてでございますけれども、本議会で議案第89号といたしまして、米子市特別職の職員の給与に関する条例及び米子市教育委員会教育長の給与に関する条例の一部を改正する条例という中に、農業委員さんの報酬も増額の案を提案させていただいておりますので、今回のこの様式については改定予定額を掲載させていただいているということでございます。

説明については以上でございます。

○**稲田委員長** 説明が終わりました。委員の皆さんからの質疑、御意見をお願いいたします。ございますか。

〔「なし」と声あり〕

○**稲田委員長** ないようですので、本件は終了いたします。

次に、鳥取県・米子市体育施設のあり方の検討状況について、当局からの報告をお願いいたします。

深田スポーツ振興課長。

**○深田スポーツ振興課長** 鳥取県・米子市体育施設のあり方の検討状況について御報告いたします。

お手元のほうにA4、1枚物の資料をお配りしておりますので、ごらんください。この件につきましては、7月12日に開催されました県・米子市政策連携懇談会以降、鳥取県と米子市で県・米子市体育施設のあり方検討協議会を設置し検討しているところですが、その現在の検討の状況について御報告いたします。

1の検討協議会メンバーにつきましては、県、市とも記載のとおりでございます。

2の検討協議会の開催日時、場所についてでございますが、第1回目の会議は8月30日に開催いたしまして、概要につきましては、9月の当委員会でも御報告させていただいたところでございますが、それに続きまして第2回目の会議を10月の29日に開催いたしました。場所は米子市役所の会議室で行いました。

3の話し合われました検討の基本的方向性についてでございますが、米子市民体育館、市営武道館と米子産業体育館を統廃合し、新体育館を県と市で共同整備するとの方向性を県、市で得たところでございます。

候補地につきましては、米子市東山町の東山公園内ということで、現市民体育館とその後ろのサブグラウンドを候補地と考えております。両方合わせますと、敷地面積は約1万8,000平米でございます。

想定規模ですが、県西部の拠点体育施設として、現在の米子産業体育館、延べ床面積8,258平米でございますが、それよりも一回り大きい規模を想定しております。およそ1万平米程度になるのではないかと考えております。

機能等につきましては、メインアリーナとサブアリーナを整備し、大規模なスポーツ大会等を実施できるようにすること、また、バリアフリー化を進めまして障がい者スポーツに対応した機能を持たせることや、防災機能を持たせていこうということが話し合われました。

続きまして、経費につきましては、これにつきましては、今後、詳細な施設内容、機能ごとの整備面積等、例えばアリーナの面積をどうするかとか、観客席の面積をどうするかとか、そういったものを固めていく中でおおよその総額と県、市の負担割合も決めていこうということで話し合われました。

4、今後の検討の進め方についてでございますが、新体育館に必要な機能、規模等について引き続き鳥取県との間で検討を進めまして、県と米子市で基本的な合意が得られた後、利用者の方ですとか地元自治会あるいは有識者による組織をつくりまして、その方々の意見を聞きながら検討をさらに進めることにしており、その経過につきましては、今後も引き続き議会のほうに御報告させていただきたいと思っております。

以下、参考に、県・市体育施設の施設概要ということで、米子産業体育館、市民体育館、市営武道館の施設の概要を掲載しております。

説明につきましては以上でございます。

**○稲田委員長** 説明が終わりました。

委員の皆さんからの質疑、意見をお願いいたします。

遠藤委員。

**○遠藤委員** 副市長、私は本当に残念でかなわんのは、こういう問題の取り組みに当たっ

て、市民目線、市民に寄り添うという市政の姿が見えない。鳥取にしても境港にしても知事の平井さんにしても、ほとんど美術館の位置なんかにも3,000名のアンケートを含めて、本当に自分たちが手の中で温めておる部分もあるけども、その前に県民の意向、意見を募っていこうというスタンスを持っておられますよね。鳥取にしても、庁舎問題なんかでも住民投票を含めて、今、庁舎跡地、市民委員会を立ち上げてますよね、市長は。境港でも、あの水木ロード会さん、何かいって市民委員会が立ち上げてますよね。何で米子市はそういうことの動きの中で市民の意見を募って、自分たちの行政自身が温める部分もあるけれども、その前に市民の意見を募って、どういう方向に持っていこうか、どういう形にしようかということの姿勢をつくることできないというのは僕は非常に残念に思ってますよ。

ここに書いてある「利用者や地元自治会、有識者による組織をつくり」、これなんかはまず私は最初にスタートさせるべきだと思いますよ。それが自治基本条例に載っておる市民の声を市政に反映するという市長の役割だと思うんですよ。何で米子市はこのスタンスが全ての分野にわたってとれんだろうか。自分たちが何でも温めてやって、あと枝葉の部分だけだったら意見を聞くわい、こんなスタンスになるようなことで何でいいのかなと私は思う。何でもっと市民にフランクに話をかけてきて、意見を寄せてください、その中で自分たちが温めていきますよと、こういうスタンスがなぜとれんだろうか。どうなんですか、それは。

**○稲田委員長** 伊澤副市長。

**○伊澤副市長** いや、まさにそういうスタンスで臨んでるからこそ、今、担当課長も説明しましたし、資料にも書かせていただいておりますけども、これからそういうことをやっていきたいということでもあります。

一つ付言いたしますと、いわゆる自治体が、県とこの場合、米子市であります、共同でこういった公共施設を整備していくというのはこれまでにない取り組みでありまして、そもそもこういったことが可能なのかどうかという下準備の協議をさせていただいてるということでもあります。その状況についても、そういった協議を始めますよということも含めて議会でも御報告してきてるところであります。そもそもこういったことを構想するということが可能なのかどうかということも含めて、いわゆる事務方といいたし、行政サイドで調整をして、できそうだとそのうちのうちの感触を今得ましたので、これから具体的なプロジェクトを進めるに当たっては、市民の皆様の意見もしっかり聞きながらやりたいということで今御報告してるところでありますので、そういった形で議員の御指摘についてはお答えしたいというふうに思います。以上です。

**○稲田委員長** 遠藤委員。

**○遠藤委員** 一応内部でそれは一通りのものの火種を持っておらないと、何もなしに市民に意見を聞くことはできませんよ。だけど、こういうこと自身はこういう施設の場合にはできると私は判断しておるんです。だからそれは前提として肯定していますよ。ただ、大事なことは、私に実は市民の方からの意見が飛び込んできたんですよ。新聞ではこういうことが載るとるけども、どげなぐあいにするだあという話が出てくるんですよ。そうすると、そういう声が市民から出てくるということは、やっぱり市民の皆さん方がどういうふうな形で意見を持ってるかということ逆を聞くことの僕は条件が整ってると思ってるん

ですよ。だからそういう意味で、こういうふうにも後からでも組織づくりをされると言われているけども、まずはこういう方向について組織づくりをしてきて、その検討内容をこういうふうにしていきたいと思うというふうなことが見えてこなきゃいけないんじゃないかと。それが後になっておることがちょっと私は気になってるんですよ。今後の検討の進め方の組織づくり、ここで検討したこと自身を、まずは市民の皆さんの意見を募るということで持ち上げていくことが僕は大事だと思うんですよ、考え方として。その辺のスタンスのとり方の問題だと思うんですよ。

**○稲田委員長** 伊澤副市長。

**○伊澤副市長** その順番とかっていうこともありますけど、重ねてになりますが、この問題、私が着任したときには、単純な大規模改修して延命するというを中心にして議論したわけでありまして、県と市のさまざまな協議環境の中で、新しい展開も可能じゃないかというようなことで今日に至っております。その過程で議会にも御報告してはまいりましたが、まだ市民の皆様幅広く意見を聞くという段階になってないというのはおっしゃるとおりであります。今、議員の御指摘もございました。引き続き、しっかり市民の皆様の意見を聞くということも頭に入れながら進めてまいりたいと思います。以上です。

**○稲田委員長** 遠藤委員。

**○遠藤委員** 僕は、ここで出てくる市民の方と言われたのは、産業体育館をあの後をどうするんだと素直に言っておられるんです。東山で新しくそういうものを統合してつくる、この意味はわかる。だけど、産業体育館の後はどうなるの、あれはどういう方向になるのという疑問が出てきてるんですよ。我々は答えられないんです。我々自身もこういうことをやると聞いとるとけども、そこの辺を今どうしますという話までは全然議会に説明がないわけです。そういうことも含めて考えた上で、私はある程度のそういう状況の中で情報発信できるような土台をつくって、それで取り組みを進めていくと、こういうことが大事だと思う。組織をつくっていただくというのは、そういう市民の皆さんに対する情報をきちんと発信できる、その土台がなくちゃいけないかなということをお求めしておるわけですよ。そういうことも含めて検討してもらいたいと思うし、今説明ができるなら、この産業体育館の跡地はどうする考えなのか、お聞かせください。

**○稲田委員長** 伊澤副市長。

**○伊澤副市長** まさにそれはこれから検討することでありまして、産業体育館の跡地をどうするのか、あるいは具体的に今、東山の市民体育館の後あたりにつくりたいということをお考えしておりますが、これも含めて何が一番いい選択なのかということは今後皆さんの意見を聞いていきたいと思っております。具体的に、今、遠藤委員がおっしゃった土台といえましょうか、議論の土台をつくるがためにここまで事務方が作業をしてきたわけでありまして、具体的な跡地の利活用のことまで正直今詰め切れてるかといえば、当然詰め切れておりません。逆に言うと詰め切っておりません。その段階から皆さんの意見を聞きながら進めてまいりたいというつもりであります。以上です。

**○稲田委員長** 遠藤委員。

**○遠藤委員** いずれにしろ、こういう取り組みに当たって、少なくとも市民に対するきちんと情報発信ができるということと、やっぱり市民の意見を市政に反映するという基本的な基本条例の市長の姿勢のあり方、これについては十分に吟味していただいた上で取り組

みを進めてもらいたい、このことを要望しておきます。

**○稲田委員長** ほかございますか。

戸田委員。

**○戸田委員** 遠藤さんの意見もありますし、私もちょっと意見を言わせていただいて、私も本会議でこの質問を2回ほどさせていただいてこのような内容だったんですけど、遠藤委員さんがおっしゃった内容もよく私たちも仄聞します。

もう1点が、やはり整備構想。整備構想は、いつごろそれを示されるかと。米子駅のJRの南北自由通路の問題、その辺のパス図がなかなか出てこなくて、私たちが見えなかったという意見もよく聞きます。そういうふうな中で、なかなか難しい面があるかもしれませんが、やはりそういうふうな、きちんと説明はできないかもしれませんが、整備構想をいつごろ示されるのかどうなのか、その辺のニュアンス的なスケジュール感があれば伺っておきたいというふうに思います。

**○稲田委員長** 深田スポーツ振興課長。

**○深田スポーツ振興課長** これにつきましては、まだ仮ということで想定ではございますが、米子市のPFI導入の基本方針によりますと、建築物またはプラントの整備等に関する事業でありまして、事業費の総額が10億円以上の公共施設整備事業につきましては優先的にPFIの検討をすることとなっております。そこで検討を行いましてバリュー・フォー・マネー、VFM等が出そうであるということであれば、PFIの手法の導入可能性調査ですとか基本計画の策定ですとか事業者の募集等を行っていくわけですが、その作業におよそ3カ年程度かかると思います。その中で、基本計画の策定については恐らく初年度にやっていくことになろうかと思っておりますので、令和2年、3年、4年、その中で……。

**○稲田委員長** 伊澤副市長。

**○伊澤副市長** 少し質問と答弁がずれてるような気がしますので、私のほうからお答えさせていただきます。

戸田委員がおっしゃったのは、イメージとして構想といいたいまいしょうか、基本的な構想としてどの程度の規模のどんなイメージのものができるとかという概要、そういったようなものがいつごろ示せるかという話だと思っております。これは先ほど遠藤委員からも御質問がありましたけども、皆さんにイメージを持ちながら議論を進めていただくということのためにもぜひ必要だと思っております。今、事務方でもそういったようなこと、例えば先ほどちょっと触れましたけど、延べ床面積がどの程度、1万平米というようなことも言いましたけど、1万平米で足りるのか足りないのかというようなこととか、それからこれはいわゆるパラスポーツといいたいまいしょうか、パラリンピック・オリンピックの年でもありますので、そういった障がい者スポーツの拠点としての利活用も想定した場合、サブアリーナの規模をどの程度にしていくのかとか、あるいは防災機能を持たせるためにはどんなことが必要なのかとか、さまざまな検討が必要であります。おおむねのイメージとして、延べ床面積とか事業費、どの程度の事業費をかけていくのかといったようなことは、これはきちとしたものということにはなりません。今年度末を目途に議論を進めていこうというふうに県とは話し合っているところであります。

もちろんその時点で何かを決めるということではなくて、一緒にやるとすれば、当然市の財政の問題もあります。大きな基本として、もともと大規模改修を想定しておりました



ので、これで想定される事業費から大きくふえていくと、いいものをつくるためには投資も必要だということにはなりますが、そうはいっても財政体力の問題もありますので、大規模改修時に想定された事業費をそんなにとんでもなく上回るということでない範囲で、県と市が力を合わせてできるものはどの程度のものなのかというようなことも含めて、一つの案にならないかもしれませんが、幾つかの案を絞り込んで、こんなようなイメージをたたき台にこれから御意見を聞いていきたいと思いますかということ、おおむね今年度いっぱいぐらいに大まかなものは整理して、またこんなイメージでこれから議論していきたいと思っております。以上です。

**○稲田委員長** 戸田委員。

**○戸田委員** 最後にしますけど、先ほど言いましたように、今の米子駅のJR南北自由通路のパス図がなかなか出てこない、市民の方も、どういうふうなイメージで整備されるんですかと私たちはよく聞きます。聞かれたけれども、説明がつかない。同じような形態にならないように、やはり今の市民に対して提供できるものは迅速に提供して、いわゆる私たちが言ってる整備構想、構想図をつくってそこで議会なりに説明しよったんですけど、副市長が今おっしゃったように、そんなような手続を迅速にしていいただければというふうに、これは要望しておきたいと思っております。

**○稲田委員長** ほかがございますか。

〔「なし」と声あり〕

**○稲田委員長** ないようですので、本件は終了いたします。

次に、史跡米子城跡整備基本計画に基づく令和2年度の整備事業案について当局からの報告をお願いします。

下高文化振興課長。

**○下高文化振興課長** 史跡米子城跡整備基本計画に基づく令和2年度の整備事業案について御説明します。これは、来年度、令和2年度の整備内容について現時点での検討状況をお知らせするものでございます。

まず、湊山球場、いわゆるお城の三の丸ですけれども、に關することで市として検討しておりますのは、野球場の用途廃止、これは史跡公園としての整備に向けて、令和2年9月を目途として用途廃止を考えておるところでございます。

それから、2番目として、レフトスタンドの撤去、これは暫定駐車場の整備もあわせてですが、を検討しております。別紙でお配りしております地図をごらんください。図面をつけておりますけれども、野球場のレフト側①と書いておる部分です。ブルーで、青色でちょっと囲っておりますけれども、このあたりに暫定駐車場の整備を今検討しております。用途廃止後に年次的な整備を行って、まずはここの部分に暫定駐車場を確保していきたいと考えておるところでございます。それ以降、令和3年、令和4年については、それぞれライトスタンドの撤去、内野スタンドの撤去というふうなことで、年次計画でスタンドの撤去のほうに入っていきたいと今検討をしておるところでございます。

それから、3番目として、野球場、湊山球場内にある民間所有地の公有地化に向けた取り組みを行いたいと思っております。この中に、そのための不動産鑑定の実施をまず行う予定にしております。

それから、4として、追加指定を行いたいと考えております。この野球場を含めた市有

地及び民有地、湊山球場を中心とした部分について令和2年7月に追加指定の意見具申を行うということを検討しております。

以上が湊山球場が関係する部分でございます。

続きまして、現在の指定地、米子城跡の指定地の整備について検討状況を御報告いたします。

まず、地図を見ていただくと、②と書いております緑で囲っておりますが、ここが米子城の入り口に当たる升形というところですが、この升形がかなり傷んでおりまして、石垣がはらみ出すとありますが、ちょっと出っ張ってきておるといふようなところが指摘事項として上がっておりまして、これの測量と詳細な石垣の分析、石垣カルテとありますが、そういう分析を行っていきたいと考えております。それに基づいて令和3年に設計して、令和4年から5年に補修工事を行っていくというふうなことを今検討しております。

それから、③と書いております図面のほうの③でちょっとオレンジ色っぽい色をつけておりますが、三の丸と二の丸を介する高石垣、テニスコートのところですが、ここも石垣がかなり状況が悪い部分が見受けられますので、これもまずは発掘調査をして状況を把握して令和3年度以降に測量を行い、修復方法の検討をやっていくというふうなことを考えております。

それから、城山全体ですけれども、赤色立体図という航空撮影、飛行機を飛ばして撮影した図面をつくりまして、立体的に地形図をつくっていくという今技術が進歩しておりまして、それを使って城山全体の把握を行いたいと思います。その成果として予想されることは、危険箇所の把握、過去に崩れたところ、これから崩れそうな場所の把握、それと、今まだ埋もれている遺構が存在する可能性が非常に高いと考えられます。ですので、そういう埋もれてる遺構の全容把握ができるかなと思っております。

それから、今も行っておりますが、危険木の伐採を天守周辺で行う、択伐を行うことを考えております。

それから、皆さん来られた方からもかなり御指摘をいただいております園路の整備もやっていきたい。今年度から発掘調査のほうに園路の構造なり把握して、どういう整備を行うかという検討を来年度発掘調査とあわせて行って整備に向かっていきたいと考えております。

あと、サイン類ですけれども、インバウンドを含めて来られたお客様にきちっとお城の魅力を理解していただくようなサイン類の整備を検討していくというのが現段階での検討状況でございます。

説明は以上でございます。

**○稲田委員長** 説明が終わりました。

委員の皆さんからの質疑、御意見を願います。

田村委員。

**○田村委員** 私も5年半これずっと言い続けておりまして、まずもってお礼をいいたい、よくやっていただいたなというふうに思っております。このいわゆるスタンドの開削、土塁の開削というのはずっと言っておったわけなんですけれども、駐車場整備ということに関しましては、私が所属しておった前の会派のときに、ことしの代表質問、関連質問で初

めて伊木市長のほうから、この史跡等活用専用駐車場について触れていただきました。質問の中では50台程度、観光バスが数台程度という規模感も同時にお示しをいただいたんですが、その後、私のほうでこの前倒しができないかということはずっと言い続けておりましたが、その間、答弁が、いわゆる長期整備の区分という中でこれを考えてるという答弁を重ねていただいておりますが、今回この前倒しに至った経緯、考え方というのをまずお聞かせください。

○**稲田委員長** 岡文化観光局長。

○**岡参事兼文化観光局長** 駐車場整備についてでございますけども、駐車場整備については、以前から議会の中でも御意見をいただいていた経過もございます。今も観光利用の方、地元の方、そういった方が米子城に上がられる際にやはり駐車場が必要であるということで、我々としても喫緊の課題であるというふうに捉えておりました。一応整備基本計画の中では、委員御指摘のように、長期整備の中の一つに入れてたんですけども、それをどこの部分に入れるかという中で、やはり今喫緊の課題であるものに対応していこうという考え方のもとで、このタイミングで取り組んでいこうとしたものでございます。

○**稲田委員長** 田村委員。

○**田村委員** もう率直にお礼を申し上げたいと思うんです。これについては、2年次の当初予算、概算だと思っておりますが、1億1,200万という枠が示されております。この前倒しにあつてこの金額というのは変化があるのでしょうか。この枠内で進められるのでしょうか。

○**稲田委員長** 下高文化振興課長。

○**下高文化振興課長** 整備基本計画の中に載せております15年計画の中の割り振りですけれども、これはあくまで整備基本計画の中での話ですので、メニューによっては増減は考えているところでございます。

○**稲田委員長** 田村委員。

○**田村委員** わかりました。これは、いわゆる開削をされるということと駐車場の整備ということでございます。私が訴えてたのは、結局、閉鎖された球場地の利活用、もったいないと、デッドスペースになってるんじゃないかということで、市民に開かれたスペースとして、発掘作業を行う前段であっても開削というのをまずやるべきだということを議場では言っておたわけなんですけれども、このいわゆる開削した後、例えば駐車場が整備される前後でも後でもいいんですけれども、その後、この土塁がなくなった後の球場地の市民の立ち入り、こういったものは想定されるのでしょうか。使えるものなのでしょうか、伺います。

○**稲田委員長** 岡文化観光局長。

○**岡参事兼文化観光局長** 駐車場を整備してスタンドを撤去した後でございますけども、一部、例えば三の丸内堀の検出ですとかその発掘作業とかそういったことも行いますし、それから二の丸の高石垣の調査、発掘というようなこともございます。あわせまして、市民の方に集まっていたけるような広場的なものも設置していかなきゃいけないと思っておりますので、使っていただける部分とちょっと立ち入りができにくい部分というのはできてくると思いますが、できるだけ市民の方に来ていただけるような場所にしていきたいなというふうには思っております。

○**稲田委員長** 田村委員。

○**田村委員** ありがとうございます。それを受けてなんですけども、この整備基本計画でお示しいただいたこのスケジュール案、全体スケジュールは15年次にわたるものなんですけど、これの見直し、いわゆる加筆をしたものというはお出しただけじゃないんでしょうか。例えば我々議員が市民に説明していく、私も進捗管理を図ると何度も議場で言っておりますが、やはり今言っていたようなものも入れ込んだ状態で今ないんですね。やっぱりそういったものも入れたものを改定版としてお出しいただきたいと思うんですが、それに関しての見解を伺います。

○**稲田委員長** 下高文化振興課長。

○**下高文化振興課長** 3月の議会等々で議決をいただいた後、確定したものについては、改定版をお示しするとは考えております。

○**稲田委員長** 田村委員。

○**田村委員** よろしくお願ひします。サイン整備の検討というのを早速、これ3年次の予定ではサイン設置となっておりますが、この令和2年度に検討したものを3年度にはやるということによろしいですか。

○**稲田委員長** 下高文化振興課長。

○**下高文化振興課長** サイン類につきましては、全部というわけにはならないとは思いますが、ポイントになるところには2年度に検討して3年度に設置をできるものからやっていきたいと考えております。

○**稲田委員長** 田村委員。

○**田村委員** この開削して暫定駐車場というのが整備されて中が広がってってというような状態のパスであるとか、暫定的なものになろうと思っておりますが、そういったものは市民に提供できないものでしょうか伺います。

○**稲田委員長** 岡文化観光局長。

○**岡参事兼文化観光局長** この三の丸を整備したときのパスということでございますけども、整備基本計画の中でも後ろのほうに図示したものが用意してございますが、また、その完成イメージ図といいますか、そういう形でお示しできることはございますので、機会を捉えてお示ししていきたいと思っております。

○**稲田委員長** 田村委員。

○**田村委員** 最後にしておきます。今、既に土塁の撤去予定のところの手前をもう何か開削を掘っておられますよね。あれは何の工事なんですか。

○**稲田委員長** 下高文化振興課長。

○**下高文化振興課長** 来るべき整備にあわせて、事前に遺跡の発掘調査を今あそこでやっております。ちょうど内堀に当たる箇所ですけれども、内堀の状況等を把握するための調査を今行っている最中でございます。

○**田村委員** 試掘ですか。

○**下高文化振興課長** はい、試掘です。

○**稲田委員長** 田村委員。

○**田村委員** わかりました。しっかりこれは進捗管理を図っていただいて進捗いただければと思います。市民に、今回見たら、これはすごい大きいニュースだと思うんですね。や

はり粛々と進められるのもいいんですけども、議場でも苦言言いましたが、しれっとスタートされてるのではなくて、やはりこういうものをしますというものをしっかり市民に公表していただいて事業に向かっていただきますように要望して、終わります。

○**稲田委員長** 遠藤委員。

○**遠藤委員** 皆さんの手元に、3月定例議会で市長とやり合った、議論をした会議録の検索したものをお配りしていると思います。これで市長のところの説明の太字のところを見ていただきたいと思ってますけども、私と市長が3月議会で議論したことの中で市長が言ってるのは、この計画そのものをまず議会に十分理解してもらわなきゃいけないということ、その上で慎重に物を進めていきたい。その上で、さらに市民の皆さんに対しては説明をしていかなきゃならない、このことをきちっとうたっていると思うんですね。私は、このことがなくして具体的な事業に踏み込んでいくことはあり得ないと思ってる。これはテレビを見ていらっしゃる皆さん方が、市民に対する説明期間を設けると言ってるんじゃないのかと、今のいわゆる計画の段階における市民に対する説明、そういうものを具体的に実施していくということが大事じゃないかという市民の皆さんの意見も出ております。

そういうことがありますんで、きょうは深掘りはしませんけども、今お手元に出しておる市長と私がやり合った中での中身で未消化のものがあるという現実を踏まえていただいて、その上で、どういうふうに事業展開をしていくのか、あるいは説明会をどの時点でどのように開くのか、こういうことをまずは考えてもらいたいというふうに思っておりますし、それからここに書いてある事柄の内容、事業費なんかはどのように組み立てられてきているのか、そのようなことも全く見えないし、暫定駐車場整備なんていうものはどこから出てきたのか、このような説明も我々にはわかりません。当初は球場敷地の中にこういう駐車場はなじまない、こう言って文科省が蹴ってきた経過がある。それがいつの間にかこういうものができるようになったという話に変わってきたのは、そういうようなことも掘り下げて理解を深めていかにゃならんと思っておりますし、それからもう一つ自分が重要に思うのは、この三の丸、湊山球場を医大が使わんと言ってるんで、したがって、史跡公園というのが伊木市長の就任のときのいきさつだったと思ってる。だけど、これを医大が使わんと言ったのは、5年以内の方向の中では使わないということは、これは北野学長時代のときからも言っておられました。だけん、10年先という方向については方針がありますと。これについては、いろいろとキャンパスの用地の確保という問題がでてきますと、こういうことは当時から言っておられたわけですね。

それで、これは伊澤副市長ともこの委員会で議論したこともあるんですけども、この湊山球場の敷地は史跡公園計画という形になるけども、じゃあ、医大が将来にわたってキャンパスを必要としていないのかと。必要とするということからどういった対応をされるんだといったときには、桜並木のところを構想の構想として検討していくと市長と答弁しとるけども、そういうことが例えば出てくるとすれば、都市公園の機能をそうさせた場合の代替事業というのが私は今の公園法の中には残ってるんじゃないかと思ってる。それがあのかないのか。なくても公園を潰してもいいんだということで解釈できるのか。潰した場合には、その代替用地をつくらんでもいいとなってくれば、その辺のことを含めた検討がどこまで進んでるのか、そしてそのための事業費はどんだけかかるのか、そういう僕は将来の医大の動きというものを合わせた中であの湊山球場の一角あるいは湊山公園の都市公

園そのものをどう活用していくのか、これは重要な問題だと思っておりますね。

それから、もう一つ思うのは、今、総合計画を組んでいらっしゃるんですけども、その総合計画の中でいわゆる中心市街地の活性化が位置づけられています。問題は、この空間地を利用した土地の利用というもののなかで、この湊山公園の一体的な活用をどう中心市街地の活性化の中で結びつけていくのか、この議論だって私は深まっていないと思っておりますよ。だからそういうことも含めて議論が議会も含めて必要だと思っております。そういう意味で、私は、余りにも唐突にこういう形で事業を進めますということは、そういう議論の上に立って取り組んでもらいたいと、こう思っております。

それから、もう一つ聞きたいのは、なぜ令和2年7月に追加指定という段階に至ったのか、これだけはしっかりと説明をお願いします。私は、このこと自身は大変大きな意味を持つと思っておりますよ。つまり今の湊山球場は公有地でしょ、一部民有地があるだけ、だから何も指定しなくても公有地として幾らでも自由な土地が使えるわけです。だから地域指定するのは、民有地を公有地にして、そのことによってその目的に沿った利用をする、いわゆる地権者の皆様方には構想をかけるということがあってきているから公有地にしなきゃいけないという話が出てくるんであって、そういうことも含めて考えてみたときに、なぜ今、令和2年7月にこれは急がないけんの。そういう議論があって市民の理解を求めているかないけん部分が残ってるのにもかかわらず、なぜ令和2年7月に追加指定を動かすのか、こういうことですね。

僕が臆測として考えるのは、この球場の史跡公園計画が20年8月に野坂市長時代に議会に示されたとき、一番議論した問題は、史跡指定をして追加指定をして、そのまま走ってしまう。なぜかという、15年の計画を立てたんだ、当時。15年っていつの話だと。史跡指定ほどしといて用地ほど取得しといて、あとは順次仕事をしていきますわいと、15年っていつまでかかるのか、これが一番疑念を残した議論だったんですよ。今回と同じようなことが見えるんです。令和2年の7月に追加指定をして、とりあえず民有地の史跡指定を先行すると、そして用地だけは確保すると。その具体的な事業の張りつけは、20年かかろうとやりますわいと、こんなことになるんじゃないかと思っておりますよ。一番危険なことだと思ってる。だから何で今この段階で追加指定というものをやらなきゃいけないのか。僕は、もっとその前に、今、国の史跡指定を受けてからあの調査から14年もたつとるわけですよ、18年に指定を受けてから。だけど、一向に雑木を含めた周辺についての整備が進んでいない。ましてや登りの道路も含めて、ほとんど進歩は出ていないと私は見えます。そっちのほうがもっと優先すべきことであって、追加してきて、後からどういうふう公園をさらにつくっていくかというのはもう二の次でいいと私は思ってる、基本的には。

だから、13年も過ぎてあの国史跡指定の城山をどう本当に整備してきて趣を示すのか、その結果から新たな取り組みの追加指定が必要なのかどうかという議論が私は出てくると思う。そういう点を今までも何遍も議論したけど、一向に手がつけられていないということに対して非常に不信感を持つとる。だから、そういうところの方向性というものをきちんと出してもらわないけん。そのためには、きょうの報告だけで終わりでなしに、委員会としては、そういうことも含めて議論を深めに行いけんと思っております。そういうことを申し上げて、委員長でまとめて。

○**稲田委員長** とりあえず今は御意見を言われたというところですね。

○**遠藤委員** はい。

○**稲田委員長** 矢倉委員。

○**矢倉委員** わしが言いたいのは1点だけど、湊山球場がなくなるというのは、野球のオールドファンにとっては、米子市民のこれは自慢の一つだったんだね。そういう球場がなくなるというのは非常に寂しいことなんだ。米子城のこの問題というのは戦後からずっと言われてきたことで、ちょうど28年ぐらい前のとこだ、森田市長のときに、知ってる人もおると思うけども、本会議でわしが持ち出した話だ、遠藤さん御存じだと思うけど。そのときからこの米子城を、城山の跡、米子湊山球場を多用途にしたらどうだと言ったわけだ。それで森田市長がいろいろと整備を言われた。その言われたことを文化振興課長だったかいね、今あっちのほうに、俺が聞いたとった28年前を思い出した。森田市長がこういう形になったらいいなと思いますと本会議で言わさった、その姿になったなと思っと思った。

そのときに、一つわしが言いたいのは、野球関係者に戻したいと言われて、それでそのことの説得をして、これは市民の大事なもんだから、ほんなら涙をのんで渡すと、そのかわり新しい球場を整備してくれ、ぜひやってくれということでほとんどの野球団体が連ねて当時の森田市長、それから野坂市長のときに陳情してる。当時、東高の校長がたしかこの辺の会長だった。そのときに、そんなくというような話じゃなくて、そういう腹黒い話じゃなくて、まさに紳士協定だった。涙をのんで渡したと、みんなそれようわかつてる。しかし、その後、金がないないって一切ないわけだ。それが今流れたそういう説明が全くないわけだ。これではまさに紳士協定はどこにいったのか。まさに涙をのんで野球関係者が渡しましょうと言ったものを黙って、これだけ進めていくというのは私はおかしいと思う。

私は、個人的にはこれは進めたらいいと思うよ。けども、やるべきこと、紳士協定があったものをやっていかないけん。もうそのときについてこられた人はほとんど亡くなっておられる。浜田審判部長を初め。これはやっぱり約束を守っていくべきだわね。副市長、どう思いますか。俺、本当に死んでも死に切れん、これだったら、俺自身。どう思いますか。

○**稲田委員長** 伊澤副市長。

○**伊澤副市長** 湊山球場の歴史、そしてその歴史ある湊山球場を廃止してということは今御説明したとおりであります。このことにつきまして、野球関係者の皆さんとも、こういった市の考え方をお伝えして、かねて御指摘でありますそのお話はそうだと思いますが、市民球場なり、あるいは淀江球場なり、これもかなり古くなっておりますし、壊れている部分もございまして、整備していくということについて今話し合いを始めております。具体的にどういう順番で何から手をつけていくのかということも含めて、関係者の皆さんのよく御意見を聞いてこれはこれで進めていきたいと、このように考えております。以上です。

○**稲田委員長** 矢倉委員。

○**矢倉委員** 最後、これは本当に絶対やってくださいよ。そうせんと、市民の信頼を失うって。そこまで涙のんで下がったんだから。あるでしょ、陳情書が立派なのが。ないとは言わせんわい。一緒にこれは発表すべきだと、わしはこれについては反対はせんわい、

言い出したことだから。要望しておきます。

○**稲田委員長** ほかございますか。

戸田委員。

○**戸田委員** 田村委員さんも指摘されたように、この内容のあらわし方、私、整備計画を見た、マッチしない。不親切だと思うよ、後から書類を出しますと、それはおかしいでしょ、下高さん。説明資料にきちっと合致したものを出さないといけないでしょ。整備計画書の中には駐車場整備とかはないよ。だったらここの計画、この紙面に計画内容、もう一つは変更内容ということであらわすべきじゃないですか、それを見て私たちも審議するんですよ。言われてから後から出しますというスタンスはやめられたほうがええ。やっぱりきちっと整備計画書をあなたは持っておられる、私も見とる。どこにそれが図示されてるか。岡局長、その辺はきちっとされたがいいと思うよ、私。私たちも一生懸命勉強してこの委員会に臨んだるわけだけん、あらわれとるもんが全く違ったら、何だと。私は、駐車場は賛成なんですよ、やらなくちゃいけないという持論なんで、本会議で何遍も言ってます。だけど、やっぱりそこをまやかすようなことをせずきちっと説明をされて、スケジュール表も変更、差しかえするなら差しかえするなり、そうされたらいいんじゃないですか、きちっと。私、そう思いますよ。そのことは部長、どうですか。

○**稲田委員長** 杉村経済部長。

○**杉村経済部長** 御指摘の点は、ごもっともと思いましたが、御意見については。やはり整備計画として今もう存在しとるわけですから、こういうふうに変わりますと至急対処みたいなことをつくりまして、ちょっと今、御意見は大変ごもっともだというふうに思います。また1月、2月の閉会中の委員会で、今、文化振興課長のほうからは予算が通ってからということも申し上げましたが、そうではなくて、やはり1月、2月の閉会中の委員会でもう一度、こういう形で、もちろん通るといえるか、案の段階ですので、案の段階として、今、当初予算でこういう形で向かっていく、それに伴って整備計画案がこういうふうに変更になっていくという案として改めてお示しさせていただけたらなと思います。

○**稲田委員長** 戸田委員。

○**戸田委員** そういうような形で、副市長に求めませんけれども、やっぱり部長が先ほどわびたそういうところもきちっと指導されて、私たちも一生懸命勉強して臨むわけですので、違つとるわ中身が、ということになるとおかしいと思いますので、その辺は今後訂正されたい。要望しておきたいと思います。

○**稲田委員長** ほかございますか。

〔「なし」と声あり〕

○**稲田委員長** ないようですので、本件は終了します。

次に、米子市役所旧館（現山陰歴史館）建物の利活用に係る検討状況（考え方）について、当局からの報告をお願いいたします。

下高文化振興課長。

○**下高文化振興課長** 米子市役所旧館、現在の山陰歴史館が入っている建物の利活用に係る検討状況について御報告させていただきます。

本市では、本年7月に市役所再編ビジョンを策定し、市が所有する公共施設の見直しを進めているところでございます。この中で、1930年に建築された市の指定文化財であ



る米子市役所旧館についても、民間活力によるリノベーションなどにより施設機能の見直しを検討することとしております。また、文化庁においても、文化財指定されている近現代の建造物は稼働しているものが多いのが特徴であり、価値あるものとして後世に伝えるべきものであるとの理解を広げ、深めるためには、保存とともに修理や改修を行いながら継続的に活用していくことが重要であるとの考えを示しております。この米子市役所旧館につきましては、市役所再編ビジョンに基づきながら、民間事業者等による提案の公募など、文化財建造物を生かした今後の利活用に向けた方向性を検討するというものとして考えております。

利活用の考え方ですが、こういう古い近現代の建物の文化財指定になっているものを機能維持するためには、当然中の修理や機器の更新が必要であります。また、もしくは用途を変更して新しい機能を付加して活用していくというのも一つの選択肢としては考えられるものでございます。従来可能な限り保存するという文化財修理の基本的な考え方は維持しながらも、活用のためにどういう改修が可能なのかについてもあわせて検討していくことにしております。基本的には以下のとおり考えております。

四角く囲っておりますけれども、外観は損なわれないようにしながら建物の文化財的な価値を生かした利用を図る。民間事業者の活用範囲については、建物の全館使用と一部使用の両案を検討する。その結果に基づいて歴史館のあり方もあわせて検討する。昭和5年の1930年の建設時の姿をベースに可能な範囲で復元を行うとともに、ライフライン、インフラの確保、利便性の快適性向上のためのエアコンとかエレベーターなどの設備を新たに設置するというのも基本的に考えとして持ちたいと思っております。

今後のスケジュールですけれども、今年度中に民間事業者等を対象にしたサウンディング調査を実施して市場の状況を把握したいと考えております。これに基づいて、並行して文化財保護審議会での審議に基づいて現状変更の許容範囲を定めていきたいと思っております。そういうのを踏まえながら、今後、具体的な整備手法や内容の検討を進めていくことになろうかと考えております。時期的には、最終的に整備に着手できるのが、旧庁舎新館の解体・除却の時期と連動してくることになろうかと今のところ考えているところでございます。今年度サウンディング調査を行いまして、令和2年度には耐震診断等を考えておるところでございます。

報告は以上でございます。

**○稲田委員長** 説明が終わりました。

委員の皆さんからの質疑、御意見をお願いいたします。

遠藤委員。

**○遠藤委員** これは何回も僕は本会議や委員会で議論しとるけど、全く意見に対しての対応は示されてませんね。何ででしょうかね。本当に皆さん方、市長なり副市長も含めて行政の皆さん方、今の山陰歴史館というあの旧庁舎、あれに何億も金をかけて残すことが米子市にとって本当にプラスになるとお考えなんですか、率直に言って。市の文化財指定になったいきさつを御存じでしょ、なぜあれが市の文化財指定になったのか。市の文化財条例を制定したのは昭和51年でしょ、たしか。52年に入れたんでしょ、これ、まだ庁舎でありながら。そのときに当時の庁舎の中で、河合市長さんの時代だけでも、庁舎の内部で異論が出たんですよ。何でそんなもんを入れるんだという、文化財に、後からどうする

んだと、こういう異論が上がってこれが入ってきた経過がある。私は、そういう経過を見たときに、本当に価値があるのかと。文化財といえば何でも文化財だと、だから後生大事に何ぼ金かけても守らないけど、こんなことで本当にいいのかわかると私は思ってるんですよ。

今までもこの問題については、市制70周年記念事業で当時の森田市長が総事業費15億円かけてやると言った。議会は全会一致で賛成した。そのときの予算は5,000万円の設計費だった。だけど、私一人で反対した。森田さんと市民トークをやった。森田さんは引っ込めた。多くの市民の皆さん方が関心を示さなかった。そこまで金かけてどうするんだとって、文化財よりも税金をそこに投入することのほうがいかに無駄かということの意見が多く寄せられたわけです。だから森田さんは手を引っ込めた。市制70周年記念事業だったんですよ、それが断念になったんですよ。そういうことも含めて、この検討というものは私は加えていけないと思うよ。今あれを残して本当に中心市街地が沈下していくそういう状況の中で、どれだけの効果があれば引っぱり出す役割をするんですか。

そしてあの建物そのものにどれだけの価値があるんですか。れんが張りですよ、あれはれんがづくりじゃないですよ。そういうことの建物そのものの価値を文化財だと言ってたまたま市長が指定に入れただけの話であって、どこまでの評価があるのかというのは全くされてないでしょ、当時は。なっとるけん仕方がないけんやるしかないなんて、そんな話じゃないでしょ。50年、100年に向けて米子市のまちをどうつくっていくか、あそこの土地利用をどうするのか、そういう議論がもっと根底になけないけんじゃないですか、今までの取り組みの経過も含めても。一時期、野坂市長時代だったか、15億円の費用がかかると思ったときに断念したでしょ、取り下げたでしょ、一遍つくったものを。それは誰が考えたってあれに10億や15億の金かけてどんな効果が上がるんだっていう話になっちゃうと思いますよ。そのことと庁舎の文化財的価値の議論をすることと、山陰歴史館の施設の機能をどうするかというのは全く別問題だと私は思ってるんですよ。安易にかかわって議論するからややこしい話が出てくると思う。だからそういうところもきちんと整理して僕は物事を考えないけないと。

僕は、極端に言えば、湊山球場に山陰歴史館の機能を持たせたやつをつくれば良いと思う。それで、城山と一体となったメインゾーンをつくったほうがはるかに観光客を吸収する力になると思いますよ。そういう構想だってあり得るわけだ。そういうことも考えた上で私はやっていかないかと思ってるし、あそこの旧館を含めて民間に使わせたらどれだけの経済効果が上がると思いますか、固定資産税を含めて。固定資産税だけで1,000万円入りますよ。一時期、僕は固定資産税課長に試算を出させましたけれども、マンションだったら1,000万入りますと、そういう土地利用のことも考えて、今の旧市内の中で本当にどういうふうにしたらそういう力が湧いてくるのか、つくることができるのか、こんな議論が今たくさんあると思いますよ、こんな形でまとめた形のものでなしに。私はそのことを怠っちゃいかんと思ってるですよ、正直言って。だって皆さんだけの財産でないですよ。私の税金も入れた内容のものなんですよ、これは。市民一人一人の税金を使うんですよ、これは。そこで、こういうことしかありませんって決めてかかる理由はどこにもないと思ってる。効果が見えんが、第一。

したがって、これなんかも本当に現状で残すがいいかどうか、市民の意見を聞くべきな

んですよ、もっと平たくアンケートを出して。それから金を使ってもいいという意見が出りゃ、じゃあ、どういうふうにつくっていきましようかと、さらに市民の意見を募ったほうがいいじゃないですか。自分たちの机の上で固めたもんで全て仕事をやるというような癖は改めてもらいたいと思う、特にこの問題は。そういうことを申し上げて、これも委員長、次の1月、2月の閉会中の委員会の中できちんと議論せないけん。

**○稲田委員長** ほかございますか。

〔「なし」と声あり〕

**○稲田委員長** ないようですので、以上で経済部からの報告を終わります。

都市経済委員会を暫時休憩いたします。

**午後4時59分 休憩**

**午後5時21分 再開**

**○稲田委員長** 都市経済委員会を再開いたします。

下水道部から1点報告がございます。

なお、午後から始まった委員会で報告が7件ございました。どの報告がというわけではありませんが、きょうの審議だけではなく、さらに深掘りしたいということがありましたら、案件によっては、1月または2月の閉会中の委員会で開催させていただくことがありますので、その点御了解ください。

では、お願いいたします。

藤岡下水道企画課長。

**○藤岡下水道企画課長** そうしますと、お配りしております資料2をごらんください。繰越事業についての御報告でございます。こちらは、地方公営企業法における議決案件ではございませんが、下水道事業の進捗状況といたしまして、昨年度と同様、本分科会におきまして繰越事業の状況について御報告をするものでございます。

元年度予算のうち繰り越し予定の事業は現在7事業でございまして、これは工事実施に伴いまして施工方法の再検討及び関係機関との協議に不測の日数を要したこと等により繰り越しを行おうとするものでございます。

なお、対象事業の一覧表、それから工事の位置図、2枚目につけておりますが、こちらにつきましては担当課から御説明申し上げます。

**○稲田委員長** 宮田下水道部次長。

**○宮田下水道部次長兼整備課長** それでは、資料2に基づいて説明させていただきます。

下水道の早期普及に向けまして、昨年に比較しましてこの年度は約1.5倍の整備量を目指すということで、4月の早期発注を行い、その目標達成に努力しておりますけれども、予定件数20数件のうち、現在の見込みで6件の新設工事、それから1件の改築工事において数カ月程度翌年度に繰り越す見込みであります。

理由等は、適用により示しているとおりでありますけれども、補足的に説明させていただきます。

1番、両三柳枝線その60工事でございますが、これは本工事に近接する場所で、これに先立ちまして別の下水道工事が執行されております。したがって、交通路を確保するために地元と協議した結果、その施工着手の時期をずらして取りかかったということでございます。

それから、2、3、4それぞれの工事でございますけども、これは入札不調による着手のおくれでございます。特に今年度は下水道に限らず、市が発注した案件のうち3割に当たる工事が入札不調という事態でございました。2については、いまだ入札が成立しておりませんが、3番、4番につきましては、いずれも3回から4回の入札行為を行いました。その結果、先週ではございますが、やっと業者さんが決まって工事のめどが立ったということでございます。

5、6についてですけども、5番、吉岡枝線その6工事ですけども、書いておりますように、上水道との移設協議に時間を要したということでございます。それから6番の熊党枝線その2工事でございますけども、これは地下水位が思ったよりも高い位置で出たということで、工事の一時中止をかけた。今月の初めからやっと地下水位の低下が確認できましたので、今現在は工事に再着手しているところでございます。

それから、最後になりますが、7番、米子港幹線ほか改築工事でございます。これは老朽化対策ということで工事を予定しておりましたけども、場所は、内浜処理場に流入する一番直近の大きな1,350の幹線でございます。ここの調査を行うに当たりまして、処理場に流入する一番大きな管ということでかなりの汚水が入ってくるということで、その調査方法、人が入って管の中を点検する必要があるわけですけども、その水量のコントロールの方法にちょっと検討を要したということで、若干おくれぎみになつたということでございますが、これも今調査が順調に進んで、若干数カ月おくれる見込みでありますけども、順調に推移しているということでございます。以上7件の工事で事業費的には約5億の繰越事業ということを見込んでおります。

以上、簡単ですが、説明を終わります。

○**稲田委員長** 説明が終わりました。

委員の皆さんからの質疑、御意見をお願いいたします。

遠藤委員。

○**遠藤委員** 入札不調のこの内容っていうのは、例えば2番には全く入札に対して業者が応札しなかったということ、それから3と4については、何遍もやった結果ようやく落札者が決まったということなんだけど、この2と3、4での入札不調の違いというのはどこに出てくるの。

○**稲田委員長** 宮田下水道部次長。

○**宮田下水道部次長兼整備課長** 回数は、たしかこれ全部申し込みなかったな。

○**稲田委員長** 山中整備課長補佐。

○**山中整備課長補佐兼管路整備担当課長補佐** 先ほどの御質問に対してですけども、前回入札4回かけましたのが観音寺枝線その4工事という工事でございます。その中で、5月、6月、8月に入札をかけさせていただきましても、ともに辞退、数社あったんですけども、辞退と、あと失格、審査の対象外となった工事、そして米原五丁目枝線その2工事につきましては3回入札をかけさせていただきました。あと米原九丁目につきましても、いずれも応札される業者がなかったということでございます。

○**稲田委員長** 遠藤委員。

○**遠藤委員** 入札金額は変わらないということ。

○**稲田委員長** 山中整備課長補佐。

○山中整備課長補佐兼管路整備担当課長補佐 発注の時期によって単価の改正というものがございまして若干変わってはおりますけども、そんなに大幅には変わってはおりません。

○稲田委員長 ほかございますか。

〔「なし」と声あり〕

○稲田委員長 ないようですので、以上で下水道部からの報告を終わります。

説明員退場に伴い、暫時休憩といたします。

午後5時29分 休憩

午後5時30分 再開

○稲田委員長 都市経済委員会を再開いたします。

この時間は、きょうは何度も言っておりますが、7件の報告について、1月または2月の割り振りを決めたいと思います。それで委員会が終わりまして、その後、分科会を開きまして、きょうの予算に対する意見の取りまとめというこの後の時間になりますので、お願いします。

では最初に、7件、上から順にちょっと確認させてください。

最初が都市整備部の市営住宅長寿命化計画（見直し案）、こちらは行うで。

〔「行う」と声あり〕

○稲田委員長 行うですね、行う。

それから、都市整備部のほうで確認ですが、地下駐車場はよろしいですね。

〔「いいです」と声あり〕

○稲田委員長 しないですね。

経済部の農業委員会の募集については行わない。

それから、体育施設のあり方はどうでしょうか。

〔「これもせないけんわな」と遠藤委員〕

〔「多数決で…」と声あり〕

○稲田委員長 多数決とりますか。

○遠藤委員 皆さん方、共有してほしいと思うんだけど、きょうも言ったけど、報告というのは、予算を組んでいただきまして、そしてこの事業はこういう形で完成いたしました、終わりました、これが一般的な報告だと思うので、私は、だけん今回の報告は、これからやっていきますという報告だけん、これは方針だよ。方針の報告と言ったらこんな形ですもんじゃない、本来なら。全協にかけないけん。事務局長がおるけども。本当に全協というものに対しても全く働こうとしない。

委員長、これはあんた自身が全協かけんでもいいけん、委員会で引き受けるって言ったの、これは。例えば住宅長寿命化なんか今まで全部全協で審議してきたで。だけんみんな議論することを嫌っちゃってるもん、今の議会は。それと、やっぱり25人なら25人全員共有した情報を持つとった中で、我々はそれぞれの所管の中で集中的に審議するというのが普通の常識のあり方だけん、とわしは思うだ。そういうことを基本的にお互いに認識しとかんと、意見が合わんと思うよ。

○田村委員 それって、遠藤委員は、それをもってとめたいんですか、どうなんですか。やめろというお話ですか。

○遠藤委員 何を。

○田村委員 今、報告をしてそういう方針を出しておられることに対してやめれというお話ですか。

○遠藤委員 やめれじゃないがな、やるならもっとそういうことを考えた上でやらんといかん、時間をとって十分議論ができる状態の中で出させないけんということだ。

○田村委員 もちろんそうなんですけど、ただ、やりましたという報告でええがなと今聞いたんですけども、いわゆる議会軽視だってよく委員がおっしゃられることを踏まえて考えるならば、そういう方針だと、事前に言ってくるというのは、これは報告案件としてはありだというふうに私は考えますけれども。

○遠藤委員 ありだけでも、この短い間にこれだけ膨大な量の報告が出て何の審議ができるの。できてないでしょ。きょうなんかわしは黙っとったよ、全体的には。何の審議にもならんもん。だから報告という形の部分もいいけども、本来ならば、普通なら今言った事業が終わった段階で報告しますというのが報告だ、これは方針だよ。そのための報告だよな。

○稲田委員長 報告という言葉しか選択肢がないから報告なんで、中身を見たら違うだろうということとは…。

だからそこは報告とかいう言葉ではなくて、とにかく1月または2月で体育施設のあり方検討をもう一度もみますか、もみませんかということです。

○遠藤委員 やらざるをお得んだろう。それから史跡城跡と山陰歴史館。

○稲田委員長 やるでいいんですか。

○遠藤委員 うん。今のあれでええの、本当に皆さん方。大変なことだと思うよ。

○稲田委員長 体育施設は、ただ、進展がないと、当局側の進展、我々が投げかけたものに対する答えはあると思うんです。そういうことでいいですね。

○遠藤委員 うん。

○稲田委員長 ですからレジュメは変わらないかもしれないけれども、いいですね。そのことは、じゃあ、確認しておきました。

史跡城跡は。

○田村委員 僕は了としてますが、ただ、戸田委員も指摘した、私もしましたが、全体スケジュールのこれは入れ込んだものは再提出をいただきたい。

○稲田委員長 じゃあ、これは……。

○田村委員 やったほうがいいですね。それはやるべきです。

○稲田委員長 次、米子市役所旧館、山陰歴史館。

○遠藤委員 これはやらないけんわ。

○戸田委員 これはやりましょう、私は反対だけど。

○稲田委員長 こちらも、ですから内容は変わらないかもしれないですけど、意見はちゃんと交わすという意味でやるっていうことですね。

○遠藤委員 中身が見えてこんが、全然。

○稲田委員長 それで経済部が終わって、下水道部の報告は。これはないですね。

○戸田委員 下水はいいじゃないですか。

○稲田委員長 じゃあ、確認いたします。都市整備部からの米子市営住宅長寿命化計画は

行う。行うものだけ言いますよ。それから経済部より、鳥取県・米子市体育施設のあり方の検討状況について、行う。史跡米子城跡整備基本計画に基づく令和2年度の整備事業案について、行う。米子市役所旧館（現山陰歴史館）建物の利活用に係る検討状況（考え方）について、行うと。以上ということで。

〔「はい」と声あり〕

○**稲田委員長** 1月、2月の割り振りは、私と副委員長のほうでお任せでよろしいでしょうか。

〔「はい」と声あり〕

○**稲田委員長** では、ほかございませんね。

○**遠藤委員** 委員長が招集すれば、公務だから誰もが出ていかないけんだ、私的なことを除いて。そうせんと会議は開けん。

○**稲田委員長** 以上で都市経済委員会を閉会いたします。

**午後5時36分 閉会**

米子市議会委員会条例第29条第1項の規定により署名する。

都市経済委員長 稲 田 清